

第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

種子島地区広域事務組合

西之表市・中種子町

【 目 次 】

第1章 計画概要	1
1. 計画策定の趣旨・目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画対象区域	3
4. 計画の対象	3
5. 計画目標年次	3
第2章 地域の概況	4
1. 地理的、地形的特性	4
2. 気象的特性	4
3. 人口と世帯数の推移	4
4. 産業の動向	6
4-1 農業	6
4-2 林業	7
4-3 水産業	7
4-4 商業	8
4-5 工業	8
4-6 観光	9
5. 土地利用状況	9
6. 交通の動向	9
6-1 航路	9
6-2 航空路	10
6-3 道路・交通	10
7. 環境保全に関する状況等	10
7-1 大気質	10
7-2 水質	10
8. 地域の開発計画	11
9. 構成市町の総合計画におけるごみ処理方針	11
9-1 西之表市のごみ処理方針	11
9-2 中種子町のごみ処理方針	12
第3章 ごみ処理の現状と課題	13
1. 基礎的事項	13
1-1 本組合の沿革	13
1-2 ごみ処理の経緯	13
2. ごみ排出量の実績及びその性状	13
2-1 ごみの種類別の排出量	13
2-2 ごみ性状	16
3. ごみの減量化・再生利用の実績	17

3-1	資源となるごみの分別収集	17
3-2	不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収	17
3-3	住民団体による集団回収	17
3-4	事業者等による資源回収	17
3-5	厨芥のコンポスト化	18
3-6	剪定枝、伐採木、草、竹の減量化等	18
4.	ごみ処理体制	18
4-1	運営管理体制・ごみ処理フロー	18
4-2	ごみ処理経費	21
4-3	収集体制	22
4-4	廃棄物処理施設の整備状況	23
5.	ごみ処理の実績	24
5-1	中間処理量	24
5-2	最終処分量	25
6.	当初計画における目標の達成状況	25
6-1	家庭系ごみに関する目標の達成状況	25
6-2	事業系ごみに関する目標の達成状況	25
7.	「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による評価	26
7-1	西之表市の評価	26
7-2	中種子町の評価	27
8.	ごみの排出抑制、減量化、リサイクルに関する現状と課題	28
8-1	家庭系ごみに関する現状と課題	28
8-2	事業系ごみに関する現状と課題	28
8-3	リサイクル率に関する現状と課題	28
9.	ごみの適正処理に関する現状と課題	28
9-1	収集・運搬に関する現状と課題	28
9-2	中間処理に関する現状と課題	29
9-3	最終処分に関する現状と課題	29
9-4	ごみ処理経費に関する現状と課題	30
9-5	その他のごみ処理に関する現状と課題	30
第4章	ごみ処理行政の動向	31
1.	国の減量化等の方針	31
1-1	ごみ処理・リサイクルに関する法律・計画等	31
2.	鹿児島県の減量化等の方針	32
2-1	鹿児島県における減量化等の目標	32
2-2	鹿児島県廃棄物処理計画の施策	33
第5章	ごみ処理基本計画	34
1.	行政区域内人口の見込み	34
2.	ごみ排出量及び処理量の見込み	35

2-1	ごみ排出量の見込み	35
2-2	ごみ処理量の見込み	36
3.	ごみの排出抑制ための方策	36
3-1	ごみの排出抑制等の基本方針	36
3-2	構成市町・組合における方策	37
3-3	住民に期待される方策	39
3-4	事業者に期待される方策	40
3-5	本計画における目標	41
4.	ごみ処理体制	42
5.	収集・運搬計画	42
5-1	収集・運搬の基本方針	42
5-2	収集・運搬方法	42
5-3	当初計画における収集・運搬に関する目標への対応	43
6.	中間処理計画	44
6-1	中間処理の基本方針	44
6-2	中間処理方法	44
6-3	当初計画における中間処理に関する目標への対応	44
7.	最終処分計画	44
7-1	最終処分の基本方針	44
7-2	最終処分方法	44
7-3	当初計画における最終処分に関する目標への対応	44
8.	その他ごみ処理に関し必要な事項	45
8-1	住民に対する広報・啓発活動	45
8-2	適正処理困難物に対する対処方針	45
8-3	リサイクル関連法に基づく対処	45
8-4	医療廃棄物への対処	45
8-5	災害廃棄物への対処	45
8-6	進行管理	45
参考資料 1	令和 5 年度～令和 19 年度西之表市ごみ排出量の見込み	46
参考資料 2	令和 5 年度～令和 19 年度中種子町ごみ排出量の見込み	47
参考資料 3	令和 5 年度～令和 19 年度組合管内ごみ排出量の見込み	48

第1章 計画概要

1. 計画策定の趣旨・目的

現在、我が国においては、環境保全を目的とした施策が取り組まれており、循環を基調とする社会経済システムを実現するため、持続可能な社会への転換が求められています。

このような状況を踏まえ、種子島地区広域事務組合は、本組合において最も有効かつ適切に廃棄物処理を実施し、循環型社会システムを実現していくための基本的施策の方向性を示した「一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～平成34年度）」を平成19年度に策定し、その後、新たな廃棄物処理に関する社会情勢や国、県の動向を踏まえ、計画期間を平成30年度（2018年度）から2022年度とした「一般廃棄物（ごみ）」処理基本計画」を平成30年3月に策定し、同計画に基づいた施策によって廃棄物の減量化や再資源化に積極的に取り組んできました。

今後は、東日本大震災を始めとする大災害や新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢の変化に対応するため、目標年次を令和19年度（2037年度）とする「第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を新たに策定し、目標値に対する評価を行い、廃棄物処理を巡る今後の社会情勢、経済情勢、市町民の要望等を勘案した上で、ごみ排出抑制・減量化・資源化等の推進を目指すことを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づく計画です。

廃棄物処理法第6条第1項に「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されているところですが、本組合では構成市町である西之表市と中種子町の一般廃棄物処理計画の策定に関する事務を共同処理していることから構成市町と連携して策定するものです。

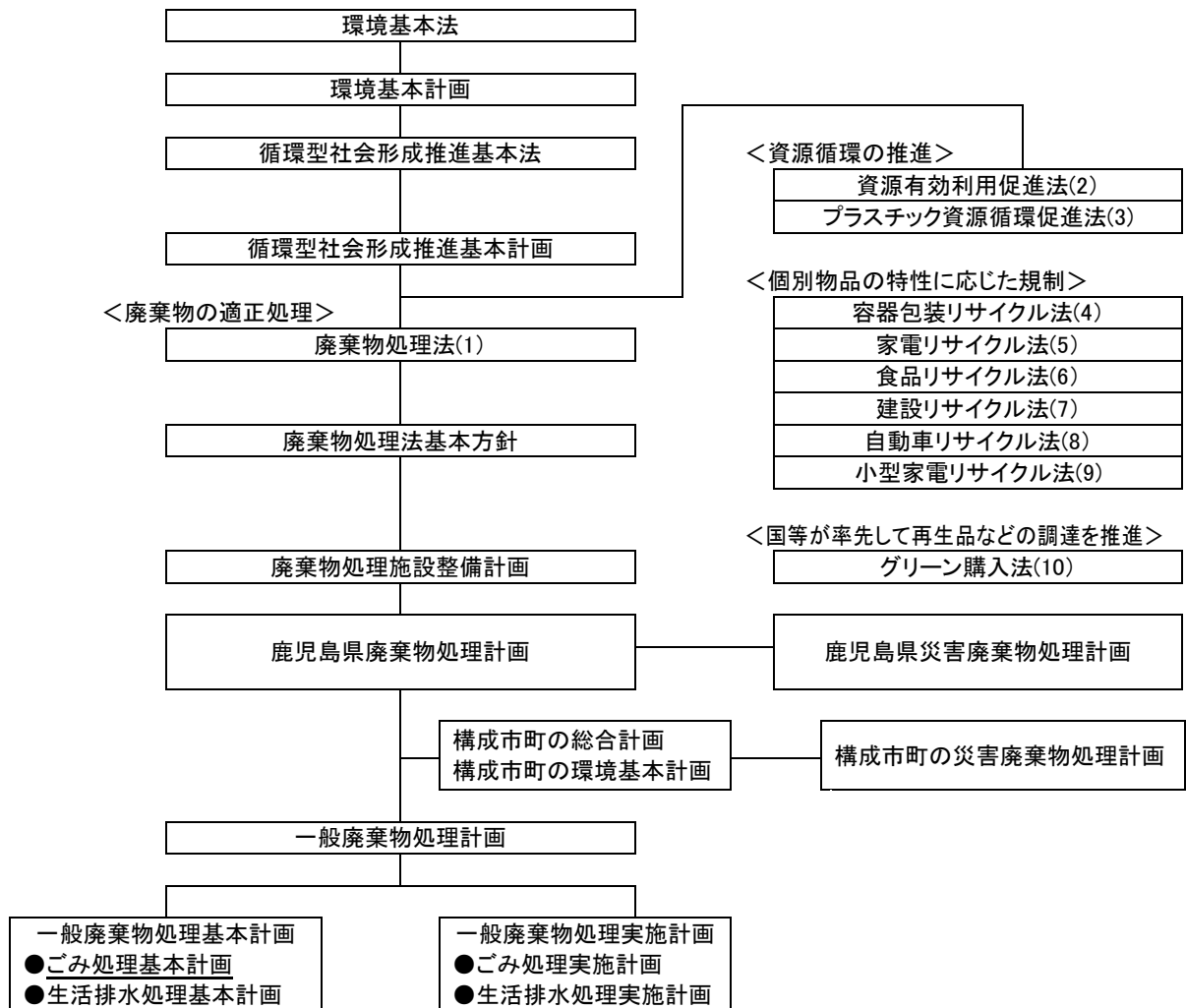
平成28年9月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分及び生活排水に関する部分から構成されています。

本計画は、ごみに関する基本計画で、市町村等が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、一般廃棄物（ごみ）の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものです。

なお、一般廃棄物処理実施計画は、構成市町が毎年度策定します。

図1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係



- 注(1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
 (2)「資源の有効な利用の促進に関する法律」
 (3)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」
 (4)「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」
 (5)「特定家庭用機器再商品化法」
 (6)「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」
 (7)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
 (8)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」
 (9)「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」
 (10)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」

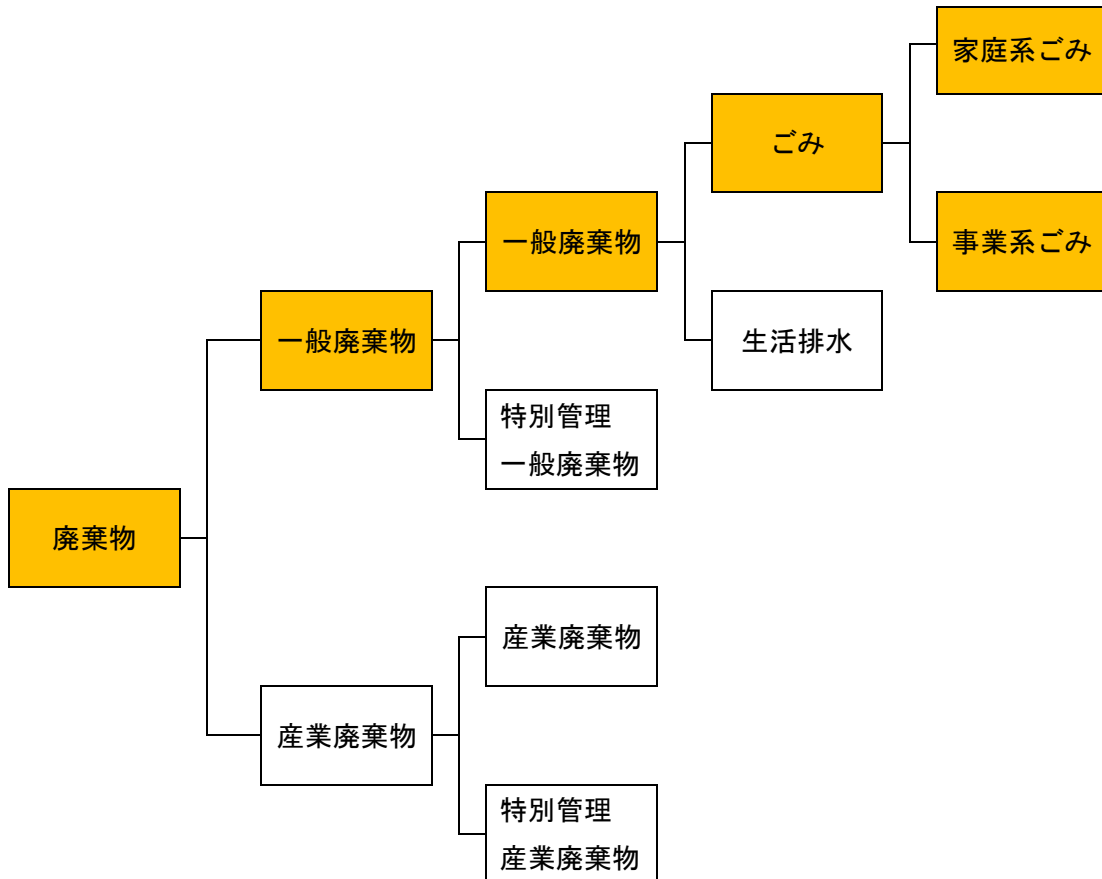
3. 計画対象区域

計画対象区域は、西之表市及び中種子町の区域内全域とします。

4. 計画の対象

本計画において対象とする廃棄物は、西之表市及び中種子町で発生する一般廃棄物のうち、生活排水、特別管理一般廃棄物を除く「ごみ」を対象とします。

図2 本計画において対象とする廃棄物



5. 計画目標年次

本計画期間は、令和5（2023）年度から令和19（2037）年度の15年間とします。

なお、本施設の経年劣化や社会情勢の変化、関係法令・上位計画との整合性等の勘案し、令和9（2027）年度を中間目標年度とし、目標達成状況に係る評価・分析を行うとともに、5年毎の見直しを行います。

第2章 地域の概況

1. 地理的、地形的特性

種子島地区広域事務組合（以下、「本組合」という。）は、鹿児島県佐多岬の南方約43km、鹿児島市南南東115kmの洋上に位置する種子島（以下、「本島」という。）の西之表市と中種子町で構成されています。

本島は、丘陵性の山地が連なり、最高点も282mと比較的平坦で、中部から南部にかけては、段丘台地が発達しているほか、南部海岸付近には、かなり広域にわたって沖積低地が見られます。

本島の面積は約445km²で日本有人離島の中では5番目に大きな島となっています（架橋により本土との往来が可能な島は除く。）。

東は太平洋、西は東シナ海に面し、東西約12km、南北約58kmの北北東から南南西に細長く伸びた中くびれの紡錘型をした島です。

本組合を構成する西之表市の面積は205.66km²（うち馬毛島8.17km²）で本島の総面積の約44%を占め、中種子町は137.18km²で約31%を占めています。

また、属島として馬毛島があり馬毛島は最高点71.7mの極めて平坦な島で西之表市に属しています。

2. 気象的特性

本島の気候は、黒潮の影響を受けて温暖であり、年平均気温は19.8℃、年平均降水量2,345.0mmであり、高温多雨の亜熱帯気候に属する気候となっています。

また、夏から秋にかけては台風が接近し、冬は北西の風が強くなります。

3. 人口と世帯数の推移

令和3年10月1日における組合管内の人口は21,903人となっており、人口構成としては、西之表市が14,515人（66%）、中種子町が7,388人（34%）です。

過去10年間における本組合の人口推移を見ると減少傾向を示しており、本組合の人口は10年間で3,233人減少しています。

また、世帯数も減少しており、1世帯当たりの人口も減少しています。

表1 人口の推移

単位：人

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
西之表市	16,598	16,444	16,196	15,967	15,657
中種子町	8,538	8,376	8,264	8,135	8,018
組合管内	25,136	24,820	24,460	24,102	23,675

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
西之表市	15,465	15,226	14,967	14,708	14,515
中種子町	7,883	7,791	7,698	7,539	7,388
組合管内	23,348	23,017	22,665	22,247	21,903

資料：毎月推計人口－鹿児島県企画部統計課（毎年度10月1日現在）

図3 人口の推移

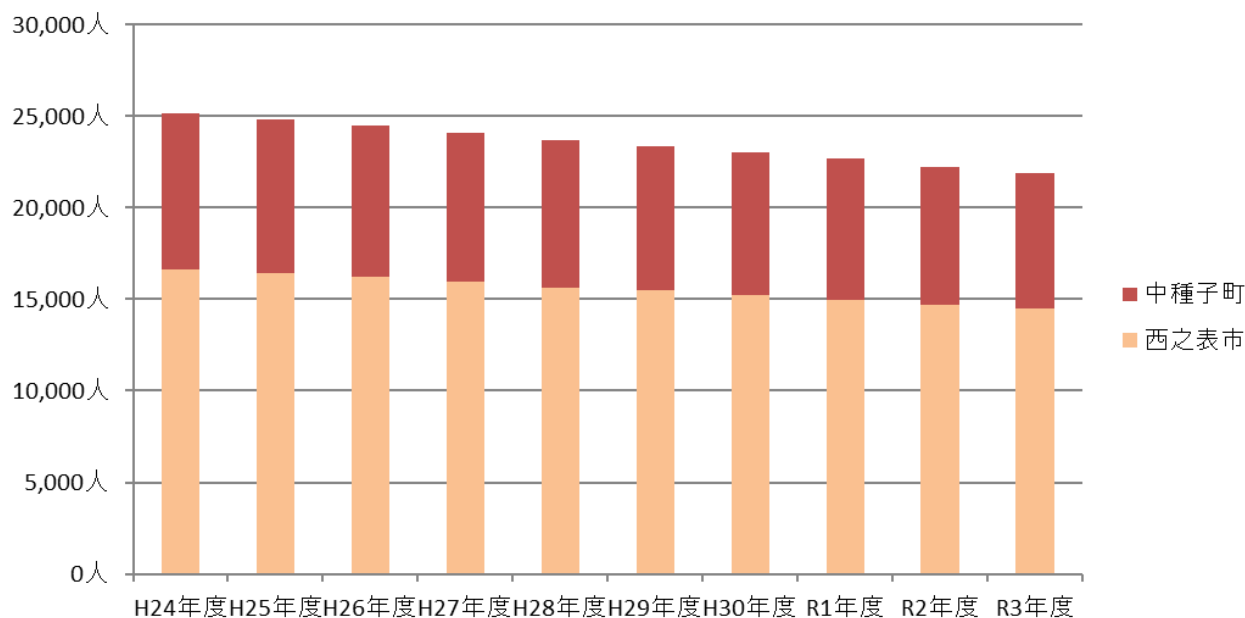


表2 世帯数の推移

単位：世帯

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
西之表市	7,557	7,480	7,412	7,368	7,344
中種子町	3,897	3,859	3,818	3,741	3,720
組合管内	11,454	11,339	11,230	11,109	11,064

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
西之表市	7,310	7,216	7,134	7,046	7,000
中種子町	3,718	3,686	3,639	3,596	3,566
組合管内	11,028	10,902	10,773	10,642	10,566

資料：毎月推計人口－鹿児島県企画部統計課（毎年度10月1日現在）

表3 1世帯当たり人口の推移

単位：人/世帯

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
西之表市	2.20	2.20	2.19	2.17	2.13
中種子町	2.19	2.17	2.16	2.17	2.16
組合管内	2.19	2.19	2.18	2.17	2.14

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
西之表市	2.12	2.11	2.10	2.09	2.07
中種子町	2.12	2.11	2.12	2.10	2.07
組合管内	2.12	2.11	2.10	2.09	2.07

4. 産業の動向

本組合管内における産業別人口を見ると、約26%が第1次産業に従事し、約11%が第2次産業に、約63%が第3次産業に従事しています。

産業別就業者数を平成27年と令和2年で比較すると、第1次産業と第2次産業は減少していますが、第3次産業は増加しています。

表4 産業3部門別就業者数の推移

単位：人、%

区分	平成27年				令和2年度			
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
西之表市	2,199 (26.4)	984 (11.8)	5,121 (61.6)	14 (0.2)	1,808 (22.8)	858 (10.8)	5,252 (66.3)	10 (0.1)
中種子町	1,548 (34.7)	501 (11.2)	2,407 (53.9)	10 (0.2)	1,302 (31.5)	461 (11.2)	2,360 (57.1)	9 (0.2)
組合管内	3,747 (29.3)	1,485 (11.6)	7,528 (58.9)	24 (0.2)	3,110 (25.8)	1,319 (10.9)	7,612 (63.1)	19 (0.2)

備考：()内は割合

資料：国勢調査

4-1 農業

種子島は平坦で畑地が多いことから、土地利用型のさとうきび、さつまいも、畜産を組み合わせた複合経営が盛んで、一部では葉たばこ、茶等の専業経営も営まれています。

また、シダ植物のレザーリーフファンとマンゴーは、かごしまブランド産品に指定されています。

青果用さつまいもでは、安納いもの地域独自のブランド化に向けて平成22年7月に「安納いもブランド推進本部（平成25年6月に一般社団法人化）を設立し、島内一帯となった組織的な取組みを展開しています。

表5 令和2年耕地規模別農家数

単位：戸

区分	0.5ha 未満	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha 以上	計
西之表市	76	180	251	127	142	776
中種子町	43	109	205	146	226	729
組合管内	119	289	456	273	368	1,505

資料：農林水産省「2020 農林業センサス」

4-2 林業

林野面積は、国有林 1,888ha、民有林 16,347ha、計 18,232ha で、民有林は 90%を占めています。

現在、多様で健全な森林づくりを推進するため、計画的な間伐の実施、森林組合等林業事業体の経営基盤強化、治山・林道事業の推進等、諸施策が積極的に進められています。

表6 林野面積

単位：ha

区分	林野面積	国有林	民有林						
			県営	市町有	集落有	会社有	その他	計	うち人工林
西之表市	12,233	1,299	303	875	1,135	834	7,789	10,936	3,393
中種子町	5,999	589	554	372	269	189	4,027	5,411	1,613
組合管内	18,232	1,888	857	1,247	1,404	1,023	11,816	16,347	5,006

資料：熊毛地域の概況（令和3年度鹿児島県森林・林業統計）

4-3 水産業

周辺海域は、岩礁地帯が多く天然の瀬に恵まれるとともに、付近を黒潮が流れていることから、鹿児島県でも有数の漁場が形成されています。

主な漁業は、トビウオ、サバ、カツオ、キビナゴ、アオリイカ（ミズイカ）等を対象とした網漁業や一本釣り漁業のほか、当地域の特産種であるトコブシ（ナガラメ）採捕なども行われており、養殖業は、クルマエビの陸上養殖等が営まれています。

表7 漁家と漁船

単位：世帯

区分	漁家数				備考
	総数	専業	兼業		
			漁が主	漁が従	
西之表市	171	50	51	70	平成30年11月1日現在
中種子町	37	8	6	23	平成30年11月1日現在

資料：2018 漁業センサス

4-4 商業

市街地に商業の集積が見られ、地域の拠点としての商圈を形成していますが、個人経営の商店が多くなっています。

表8 産業分類別事業所数（平成28年）

区分	総数	卸売業計	小売業						計
			各種商品	織物、衣類、身の回り品	飲食料品	機械器具	その他の小売業	無店舗	
西之表市	229	27	1	11	74	32	81	3	202
中種子町	110	13	-	5	41	11	38	2	97
組合管内	339	40	1	16	115	43	119	5	299

資料：熊毛地域の概況（経済センサス）

4-5 工業

種子島の主要な工業製品は、農産物加工品（焼酎、粗糖、でん粉）等です。

このため、天候や国の農業政策等の影響を受けやすいという側面があります。

地域の活性化を図るためには、製造業の果たす役割が大きいことから、今後、地域の気候、風土に適した未利用資源の活用と既存製品の見直し、差別化を推進し、独自の特産品を創出するとともに、情報産業やロケット打上げ施設を活かした新たな産業の導入など県内外からの企業誘致も肝要となっています。

表9 事業所数

区分	平成30年	令和元年	令和2年
西之表市	20	19	20
中種子町	8	8	9
組合管内	28	27	29

資料：熊毛地域の概況（2020「鹿児島県の工業」）

4-6 観光

種子島は、サーフィンに適した波、変化に富んだ美しい海岸線などの個性ある自然や、種子鉄などの工芸品、安納いも、トビウオなどの食、鉄砲伝来の祭りなどの地域性あふれるイベントなど、特色ある観光資源に恵まれています。

また、宇宙開発関連施設や月窓亭など多様な観光施設等が整備されており、これらを最大限に活かした観光の振興が地域の重要課題となっています。

種子島の観光は、種子島観光協会、1市2町の観光担当課及び種子屋久観光連絡協議会により推進されていて、各種イベントの開催、種子島空港へのジェットチャーター便や大型観光船の寄港等の誘致活動と受入体制の充実、特産品の情報発信事業等の取組みを行っています。

また、マングローブ林などの活用による新しい観光地づくりや、地域資源を活用した教育旅行等の誘致対策の取組みを行っています。

表 10 種子島入込客数

単位：人

H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
279,243	275,444	276,045	276,950	276,634	294,869	295,987	289,601	153,202

資料：熊毛地域の概況

5. 土地利用状況

本組合の土地利用状況を見ると、畑、山林、道路その他が多くなっています。

表 11 地目別土地

単位：km²、%

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	道路 その他	総数
西之表市	6.01 (2.92)	29.50 (14.34)	4.41 (2.14)	68.85 (33.48)	22.54 (10.96)	2.01 (0.98)	72.33 (35.17)	205.65 (100.00)
中種子町	5.98 (4.36)	38.54 (28.09)	3.14 (2.29)	49.91 (36.38)	4.50 (3.28)	3.69 (2.69)	31.42 (22.90)	137.18 (100.00)
組合管内	11.99 (3.50)	68.04 (19.85)	7.55 (2.20)	118.76 (34.64)	27.04 (7.89)	5.70 (1.66)	103.75 (30.26)	342.83 (100.00)

備考：() 内は割合

資料：統計にしのおもて、統計なかなね

6. 交通の動向

6-1 航路

船は、身近な交通手段であり、令和3年3月末現在、高速船ジェットfoil6隻と貨客定期フェリー4隻、貨物定期フェリー2隻が運航しています。

貨客定期フェリーは、鹿児島港と西之表港間の直行便が1隻、鹿児島港から西之表港經由宮之浦港の航路が1隻運航し、それぞれ1日1往復しています。

貨物定期フェリーは、鹿児島港と西之表港の間を2隻運航しています。

6-2 航空路

航空路線は、中種子町に地方管理空港があり、令和4年1月現在種子島・鹿児島間に1日4往復、運航しています。

なお、夏季・年末年始には、種子島・大阪（伊丹）間も運航しています。

6-3 道路・交通

種子島は、南北に約58km、車なら1時間30分程度を要する細長く平坦な島で、島内の道路網は比較的整っています。

このうち、国道1路線と県道9路線があり、国道と主要地方道が概ね島を縦断して道路網の骨格をなし、他の県道や市道・町道がそれを補完する形となっています。

島内交通については、定期路線バスとして種子島3系統あるほか、タクシー・レンタカーもあります。

西之表市では、デマンド型乗合タクシーにより、市街地周辺校区と市街地を結ぶ5路線の区域型運行を行い、市街地の主要施設を回る巡回バスとの組み合わせにより、交通弱者等に優しい交通体系の構築を図っています。

また、中種子町では、町内各地域を回る地域コミュニティバスの運行を5路線で行っており、町内交通不便地域の解消に努めています。

7. 環境保全に関する状況等

7-1 大気質

ばい煙、有害物質、粉じん等が排出される事業場については、大気汚染防止法に基づく規制・指導が行われています。

7-2 水質

(1) 河川

鹿児島県により甲女川で水質が測定されています。

そのうち天神橋では、毎年、汚濁指標としてBOD（生物化学的酸素要求量）を測定しており、平成23年度以降の全ての調査期間でA類型の環境基準値を満足する等、良好な水質が保たれています。

(2) 地下水

鹿児島県により不定期に地下水調査（概況）が行われています。

平成28年度の調査結果は、全ての調査項目（ダイオキシン類を含む。）で環境基準を満たしています。

(3) 海域

西之表港海域が鹿児島県によりA類型に指定されており、該当区域内の2地点を定点として毎年水質が測定されています。

有機性汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）の結果は、平成23年度以

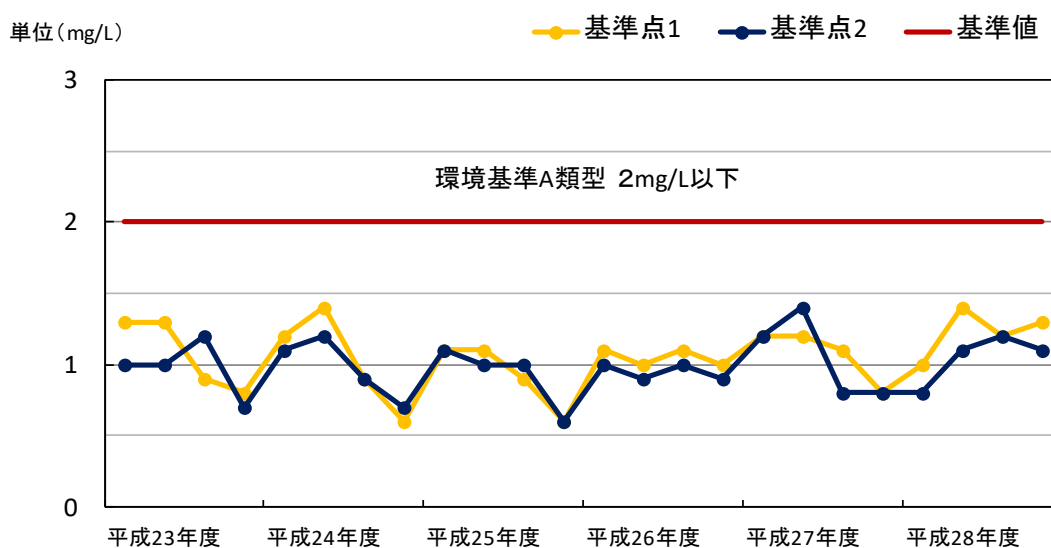
降全ての調査で環境基準を満足する等、良好な水質が保たれています。

また、2地点のうち1地点では、平成26年度に水質と底質のダイオキシン類調査が実施されており、いずれも環境基準を満たしています。

鹿児島県内の主要な海水浴場では、水質の現状を把握し、必要に応じて措置をするとともに結果を公表して県民の利用に資することを目的に、水質検査（透明度、COD、ふん便性大腸菌群数、油膜）が行われています。

そのうち、浦田（うらだ）、能野（よきの）の平成29年度の検査結果は、共に「特に良好な水質（AA）」と判定されています。

図4 西之表港海域のCOD推移と調査地点図



資料：西之表市環境基本計画

8. 地域の開発計画

道路については、改良の進んだ国道58号と種子島空港へのアクセス道路となる県道野間十三番西之表線を除くと、他の主要地方道や一般県道は、地理的条件などから屈曲・幅員狭小部など未改良部が多い状況にあることから、現在、社会資本整備重点計画に基づき整備が進められています。

また、西之表港は、港内の静穏性を向上させるため、沖防波堤の改良整備が進められています。

9. 構成市町の総合計画におけるごみ処理方針

9-1 西之表市のごみ処理方針

「第6次西之表市長期振興計画（2018年度～2025年度）」においては、下記に示す施策を展開することとしています。

(1) 適正な廃棄物処理

① 取組方針

不法投棄防止のための啓発活動を行います。

各種法令や計画に基づく適正な廃棄物処理のための啓発活動を行います。

②具体的な手段や活動

関係機関と連携し、不法投棄防止活動を行います。

広報紙や防災情報システム等を活用し、適正な分別・廃棄物処理の啓発活動を行います。

9-2 中種子町のごみ処理方針

「第6次中種子町長期振興計画前期計画(令和3年度～令和7年度)」においては、下記に示す施策を展開することとしています。

(1) ごみ処理体制の整備

①広域的なごみ処理施設の活用

西之表市と1市1町で設立した「種子島地区広域事務組合」のリサイクル施設・焼却施設及び最終処分場を効果的に活用するために、一般廃棄物の適正収集・運搬に努めます。

②不法投棄防止運動の推進

看板設置、チラシ、広報紙及び防災無線等による普及啓発や警察への協力依頼を行い、不法投棄防止運動による美化活動を図ります。

③ごみ収集サービスの向上

町分別収集計画に基づく分別収集や3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進運動を徹底し、町民の意識啓発を図ります。

④ごみステーションの維持管理

ごみステーション・拠点収集の維持管理費として町衛生自治会からの助成及びごみネット・分別札等の配布を継続し、維持管理に努めます。

⑤集落未加入者の加入促進

転入手続き者に対して、窓口での集落加入を図り、ごみステーションのルール遵守の意識の向上を図ります。

第3章 ごみ処理の現状と課題

1. 基礎的事項

1-1 本組合の沿革

平成9年12月の介護保険法の公布を受け、平成11年6月に、西之表市、中種子町、南種子町の1市2町で組織する「種子島地区介護保険組合」を設立しました。

また、平成12年7月に、介護保険事務に付加して、焼却施設の老朽化、広域処理の必要性から、1市2町共同での新規処理施設の整備を目的として、中間処理施設の整備・運営管理を執り行うこととなり、名称を「種子島地区広域事務組合」に変更しました。

その後、1市2町において広域処理体制の確立に向け施設整備を検討してきましたが、南種子町が本組合を脱退したため、西之表市、中種子町で組織しています。

1-2 ごみ処理の経緯

本組合の設立までは、それぞれの市町で中間処理を行っていました。

本組合の設立以降は、中種子清掃センターの老朽化に伴い適正処理が困難となったことにより、平成13年度から中種子町の可燃ごみを南種子町清掃センターで処理してきましたが、南種子町が本組合を脱退したことから、平成23年度から中種子町の可燃ごみを西之表ごみ処理場で処理を行いました。

平成19年度から一般廃棄物処理施設整備事業に取り組み、焼却施設、リサイクル施設、最終処分場を一体とした種子島清掃センターが平成24年3月に完成し、平成24年4月2日に稼働しています。

なお、中種子町の旧焼却施設を解体撤去して中種子町における種子島清掃センターの衛生基地である現在の中種子清掃センターを建設し、平成24年度から中種子町の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを受入れています。

当該施設では、1市1町から排出されるペットボトルの圧縮処理も行っています。

また、旧西之表ごみ処理場を解体撤去して西之表ストックヤードを建設し、西之表市の使用済みびんの一時保管を行っています。

2. ごみ排出量の実績及びその性状

2-1 ごみの種類別の排出量

令和3年度に組合管内で排出されたごみの総排出量は6,510,192kgで、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量は約636gでした。

なお、古紙・アルミ缶・スチール缶等を資源回収している業者があり、また、剪定枝、伐採木、草、は、構成市町がそれぞれ旧不燃物理立地で仮置きしていますが量を把握できないことから、これらの数値を含んでおりません。

表12 平成24年度～令和3年度ごみ排出量の実績

区分	組合管内												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
行政区域内人口(人)	25,136	24,820	24,460	24,102	23,675	23,348	23,017	22,665	22,247	21,903			
事業所数	1,469	—	1,509	—	1,368	—	—	—	—	—			
総排出量	7,963,999	7,305,357	7,477,225	7,243,075	7,113,729	6,483,921	6,458,050	6,695,243	6,556,590	6,510,192			
家庭系ごみの排出量(kg)	5,744,545	5,321,607	5,390,315	5,294,501	5,201,559	5,167,861	5,067,540	5,297,713	5,178,960	5,087,452			
可燃ごみ	4,686,416	4,480,420	4,467,160	4,398,260	4,348,040	4,405,760	4,276,920	4,305,070	4,082,250	4,023,500			
不燃ごみ	317,070	197,890	224,627	238,676	165,649	123,911	145,891	339,527	346,004	306,395			
粗大ごみ	113,420	128,240	111,260	115,430	130,695	136,050	155,388	162,840	279,160	298,248			
古紙	304,800	252,550	333,690	305,420	279,720	264,900	244,740	238,080	243,837	241,050			
無色透明びん	76,841	58,836	45,986	52,921	73,086	55,315	54,178	59,943	45,883	47,721			
茶色びん	103,623	81,973	78,920	66,854	88,870	65,807	68,026	71,164	63,246	56,014			
その他のびん	19,411	8,290	21,100	15,761	13,005	15,000	18,761	20,313	14,489	13,673			
スチール缶	36,149	29,608	25,420	17,280	15,450	14,950	14,725	12,806	12,984	13,092			
アルミ缶	32,412	30,144	29,177	31,799	33,860	32,754	33,810	32,320	35,173	32,595			
ペットボトル	44,580	42,550	37,610	36,750	38,595	39,023	40,767	41,449	41,285	41,974			
発泡スチロール	5,099	5,003	4,270	3,912	3,806	3,025	2,894	3,126	965	1,135			
白色トレイ	2,624	2,400	2,345	2,512	2,249	2,428	2,226	2,140	2,465	2,180			
乾電池類・蛍光灯管類・体温計・廃食用油	2,100	3,703	8,750	8,926	8,534	8,938	9,214	8,935	11,219	9,875			
事業系ごみの排出量(kg)	2,219,454	1,983,750	2,086,910	1,948,574	1,912,170	1,316,060	1,390,510	1,397,530	1,377,630	1,422,740			
可燃ごみ	1,542,814	1,298,660	1,263,410	1,207,404	1,254,620	1,264,840	1,255,680	1,238,990	1,260,280	1,233,867			
古紙	676,640	685,090	823,500	741,170	657,550	51,220	134,830	158,540	102,440	167,830			
不燃ごみ	0	0	0	0	0	0	0	0	14,910	21,043			
家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(g)	626.13	587.42	603.76	601.84	601.94	606.41	603.19	640.38	637.79	636.36			
②÷①×365日×1,000g													
1事業所1年当たりの排出量(kg)	1,510.86	—	1,382.98	—	1,397.79	—	—	—	—	—			
④÷②													

備考1:行政区域内人口は毎月推計(鹿児島県企画部統計課)毎年度10月1日現在の数値を用いています。

備考2:平成24年度の事業者数は平成24年経済センサス-活動調査確報(鹿児島県総合政策部統計課)、平成26年度の事業者数は平成26年経済センサス-基礎調査確報(鹿児島県総合政策部統計課)、平成28年度は経済センサス-活動調査確報(鹿児島県総合政策部統計課)の数値を用いています。

備考3:住民団体による集団回収量、事業所等による資源回収量、構成市町がそれぞれの旧不燃物理立地で受け入れた剪定枝、伐採木、草、竹、の量は含まれておりません。

備考4:小数点以下を四捨五入している数値を記載しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

図5 西之表市のごみ排出量と1人1日当たりのごみ排出量

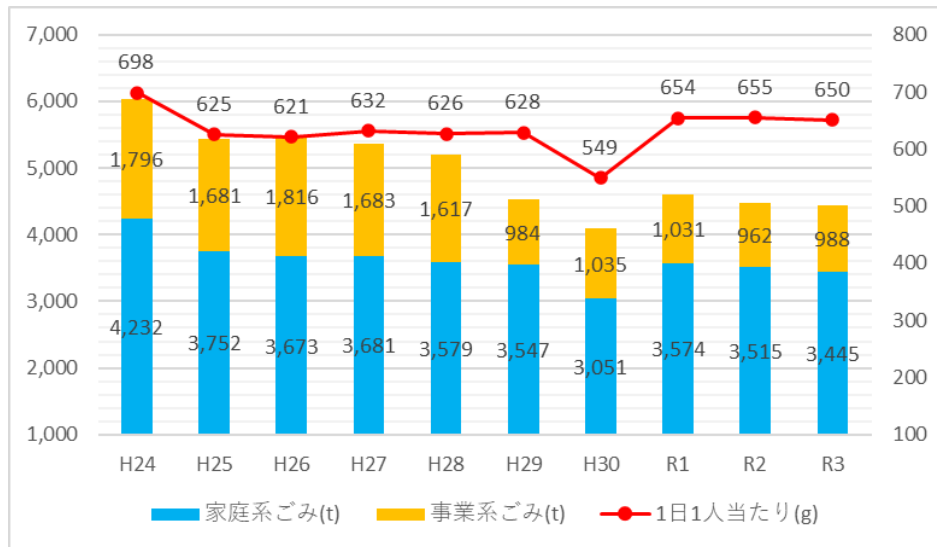


図6 中種子町のごみ排出量と1人1日当たりのごみ排出量

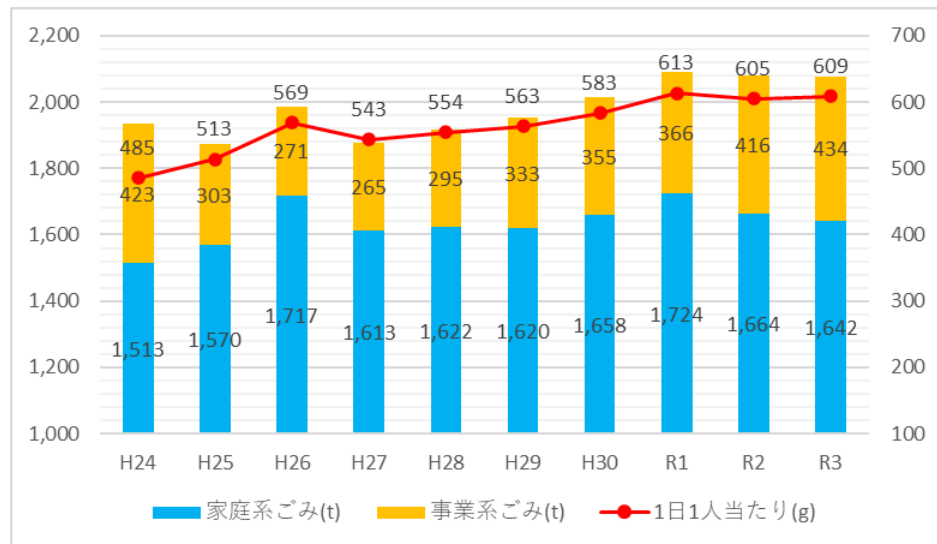
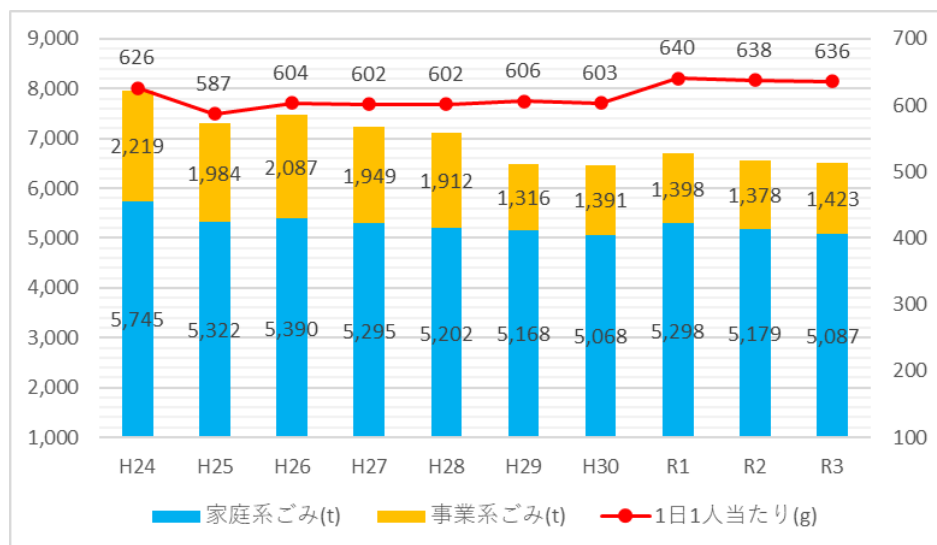


図7 組合管内のごみ排出量と1人1日当たりのごみ排出量



2-2 ごみ性状

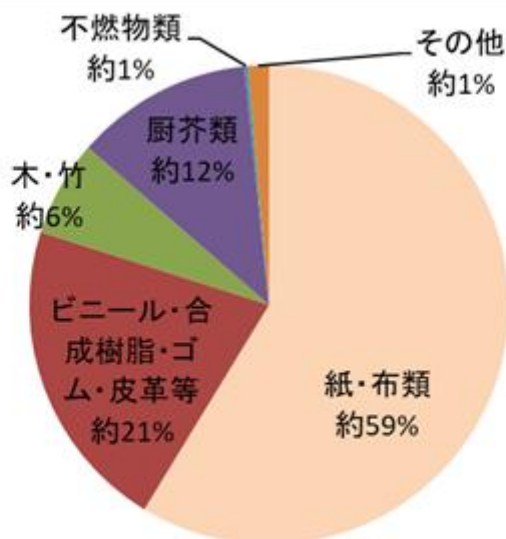
種子島清掃センター焼却施設では、分析機関に委託して、毎年度4回ごみピット内のごみ質の分析を行っています。

平成29年度～令和3年度における分析結果を平均すると、紙・布類が約59%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革等が約21%、木・竹類が約6%、厨芥類が約12%、不燃物類が約1%、その他が約1%となっており、紙・布類が大半を占めています。

表13 ごみ質分析結果の各年度平均値

年度		H29	H30	R1	R2	R3	平均
区分							
種類・組成 (%)	紙・布類	57.28	53.50	59.90	56.38	66.55	58.72
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革等	22.68	19.83	24.35	21.68	17.48	21.20
	木・竹	8.35	12.60	5.00	3.70	2.73	6.48
	厨芥類	8.75	12.75	8.70	17.18	12.45	11.97
	不燃物類	1.00	0.13	0.00	0.00	0.05	0.24
	その他	1.95	1.20	2.05	1.08	0.80	1.42
単位容積重量 (kg/m ³)		201.75	208.75	180.50	181.00	187.50	191.90
3成分 (%)	水分	42.65	48.98	46.83	46.10	46.03	46.12
	灰分	5.38	4.65	4.18	4.05	3.68	4.39
	可燃分	51.98	46.38	49.00	49.85	50.30	49.50
低位発熱量 (KJ/kg) 実測値		9410.0	7965.0	8792.5	7797.5	6832.5	8159.5

図8 ごみ性状（平成29年度～令和3年度における分析結果の平均）



3. ごみの減量化・再生利用の実績

3-1 資源となるごみの分別収集

1市1町における資源ごみの分別収集品目は以下のとおりであり、違いはありません。

表 14 資源ごみの分別収集品目

品目	
1	新聞紙
2	段ボール
3	その他の紙
4	無色透明びん
5	茶色びん
6	その他のびん
7	スチール缶
8	アルミ缶
9	ペットボトル
10	発泡スチロール
11	白色トレイ
12	乾電池類
13	蛍光管類・体温計

3-2 不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収

リサイクル施設を有しており、磁選機とアルミ選別機にて不燃ごみ・粗大ごみから鉄とアルミを選別回収しています。

また、不燃ごみに含まれている金属類、びん類、乾電池等を清掃センター職員が手選別し、できる限り資源化しています。

表 15 不燃ごみ・粗大ごみからの鉄・アルミ回収量

単位：kg

項目	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
鉄	63,280	72,130	59,450	95,680	93,480
アルミ	8,970	9,520	7,056	13,590	13,680
計	72,250	81,650	66,506	109,270	107,160

3-3 住民団体による集団回収

本組合構成市町において、子供会によるびんの集団回収が実施されていますが、行政としての積極的な関与は行っておらず、回収量の実績は把握していません。

3-4 事業者等による資源回収

古紙、アルミ缶、スチール缶等の回収を行っている事業者がいますが、当該事業

者による独自の資源化処理等の実績は把握していません。

3-5 厨芥のコンポスト化

1市1町では、家庭から出される生ごみの排出量を抑制するためコンポスト容器等の購入に対して補助制度を設け、コンポスト容器等の普及に努めてきました。

3-6 剪定枝、伐採木、草、竹の減量化等

ごみ減量のために構成市町が、剪定枝、伐採木、草、竹を構成市町の旧不燃物埋立地に受け入れる取組みを行っています。

また、組合では、清掃施設にリサイクルのため持ち込まれた廃食油をNPO法人に引き渡しています。

4. ごみ処理体制

4-1 運営管理体制・ごみ処理フロー

現行の運営管理体制とごみ処理フローを以下に示します。

表 16 運営管理体制

処理段階		主体
ごみの排出抑制		西之表市 中種子町
分別区分		西之表市 中種子町
収集・運搬		西之表市 中種子町
中間処理	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	種子島地区広域事務組合
最終処分	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	種子島地区広域事務組合

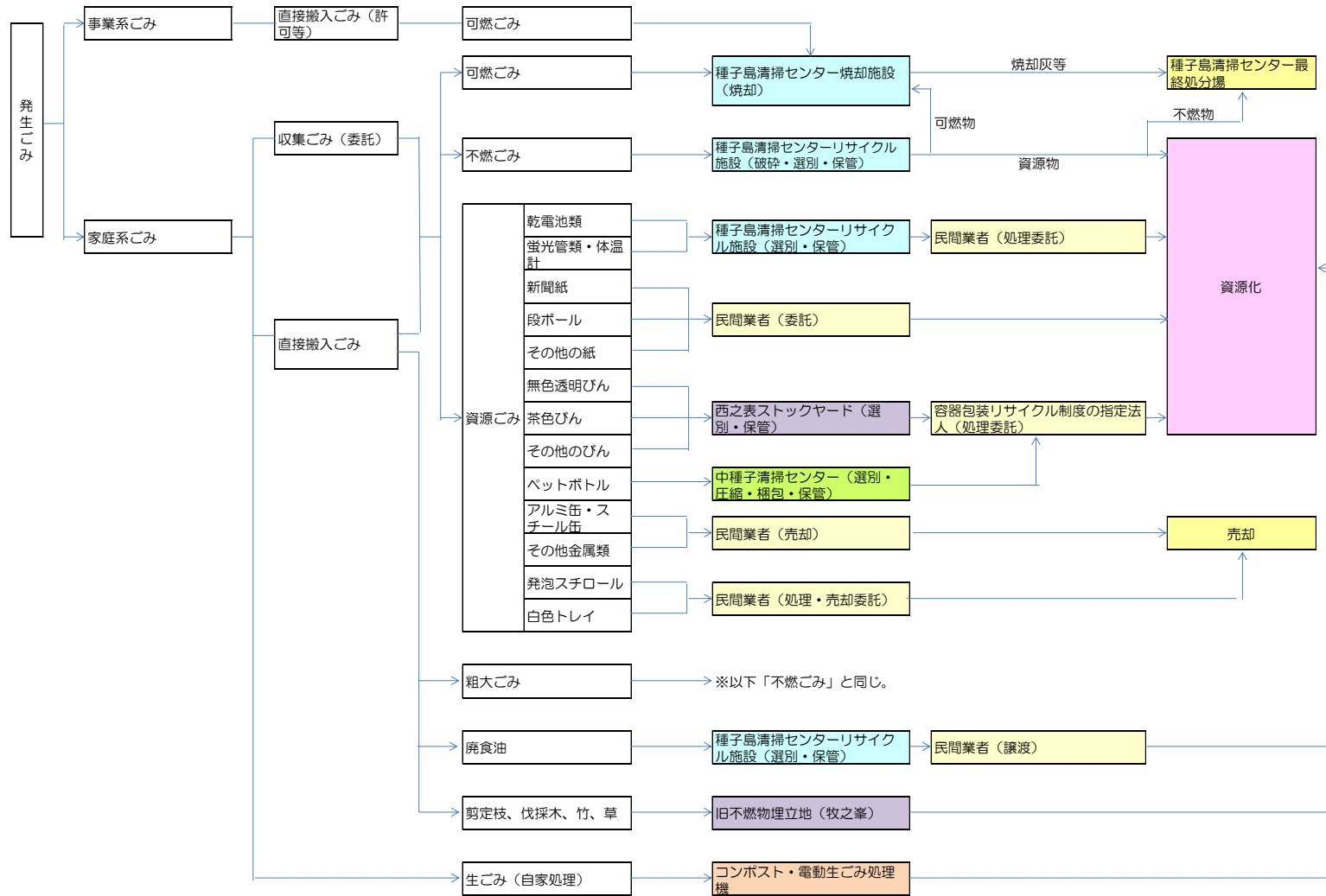


図8 西之表市のごみ処理フロー

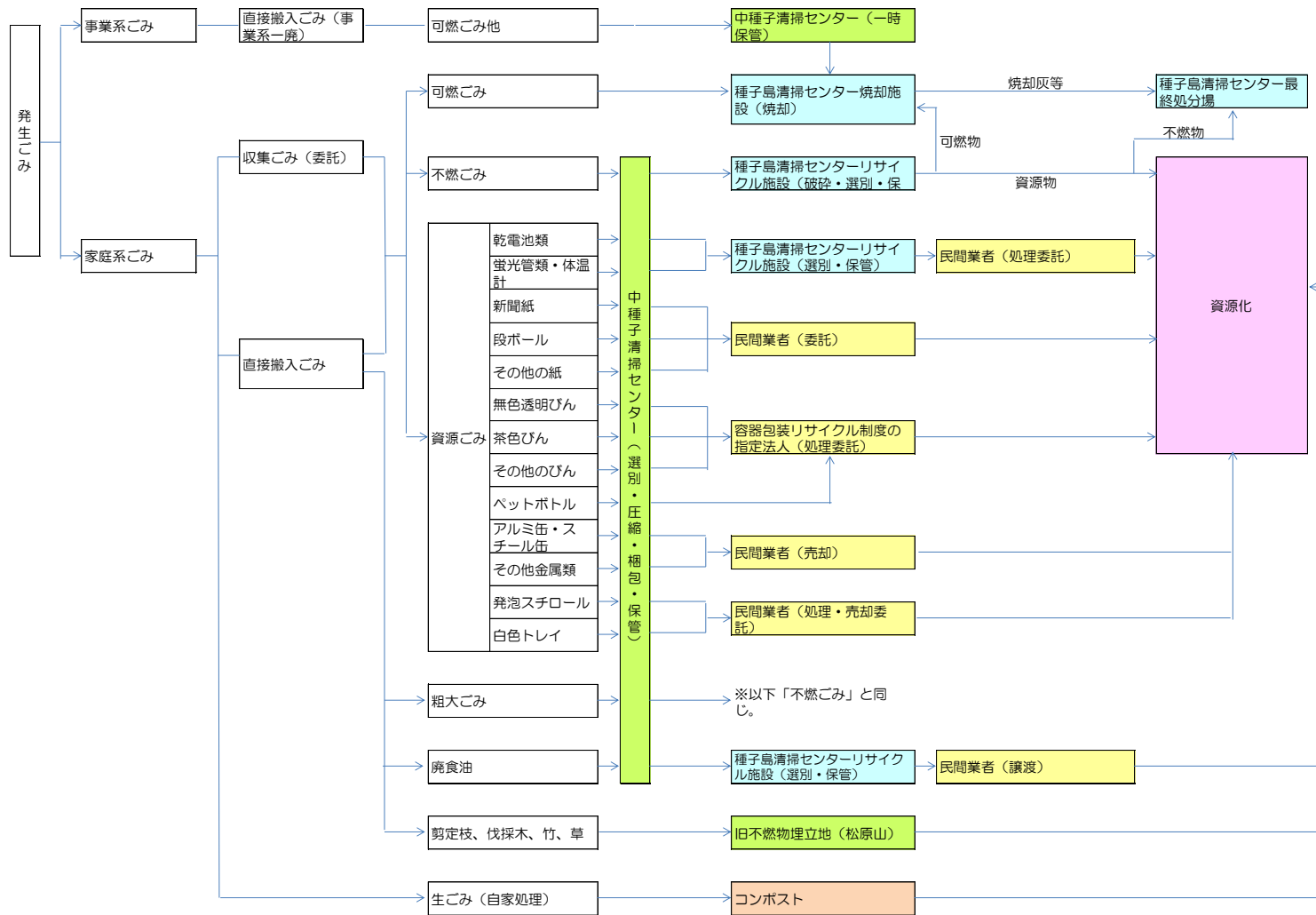


図9 中種子町のごみ処理フロー

4-2 ごみ処理経費

本組合及び構成市町における平成 28 年度～令和 2 年度のごみ処理経費を以下に示します。

種子島地区広域事務組合のごみ処理経費は、施設の維持管理や物価高等の影響もあり、年々増加傾向にあります。

表 17 種子島地区広域事務組合ごみ処理経費の推移

単位：千円

区分			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
ごみ処理経費	建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
			最終処分場	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
		調査費	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	処理及び維持管理費	人件費	23,850	24,519	25,727	21,870	22,022	
		処理費	81,080	112,646	94,599	282,935	82,240	
		車輛等購入費	0	0	0	0	0	
		委託費	165,484	170,170	165,468	8,155	179,243	
		調査研究費	0	0	0	0	0	
	小計 ②	270,414	307,335	285,794	312,960	285,505		
	その他	25,620	203	30,081	32,654	39,386		
	合計	290,034	307,538	315,875	345,614	322,891		

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査結果

表 18 西之表市ごみ処理経費の推移

単位：千円

区分			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
ごみ処理経費	建設・改良費	工事費	中間処理施設	0	0	0	0	0
			最終処分場	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
		調査費	0	0	0	0	0	
		組合分担金	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	0	0		
	処理及び維持管理費	人件費	0	0	0	0	0	
		処理費	0	0	0	0	0	
		車輛等購入費	0	0	0	0	0	
		委託費	47,902	48,317	47,503	48,460	49,050	
		組合分担金	222,008	229,433	232,870	250,940	236,897	
	調査研究費	0	0	0	0	0		
	小計 ②	269,910	277,750	280,373	299,400	285,947		
その他	60	71	52	55	18			
合計	269,970	277,821	280,425	299,455	285,965			

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査結果

表 19 中種子町ごみ処理経費の推移

単位：千円

区分			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	
ごみ処理経費	建設・改良費	中間処理施設	0	0	0	0	0	
		工事費	最終処分場	0	0	0	0	0
			その他	0	0	0	0	0
			調査費	0	0	0	0	0
		組合分担金	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	
	処理及び維持管理費	人件費	0	0	0	0	0	
		処理費	0	0	0	0	0	
		車輛等購入費	0	0	0	0	0	
		委託費	0	29,640	29,800	30,000	30,308	
		組合分担金	63,141	65,826	70,343	81,975	73,934	
		調査研究費	0	0	0	0	0	
	小計 ②	63,141	95,466	100,143	111,975	104,242		
	その他	0	0	0	0	0		
	合計	63,141	95,466	100,143	111,975	104,242		

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査結果等

4-3 収集体制

各市町のごみの収集頻度は、以下に示すとおりです。
 収集・運搬は各市町ともに委託により行われています。

表 20 収集頻度

区分	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
西之表市	2回/週	1～2回/月	1～2回/月
中種子町	2回/週	1～2回/月	1～2回/月

4-4 廃棄物処理施設の整備状況

(1) 焼却施設

本組合における焼却施設については、以下の1施設が稼働しています。

表 21 焼却施設の概要

設置主体	種子島地区広域事務組合
所在地	西之表市西之表 17385 番地 2
供用開始年	平成 24 年
処理能力	22 t / 日 × 1 炉
受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
焼却設備	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	水噴射冷却方式
排ガス処理設備	乾式有害ガス除去設備＋ろ過式集じん器
余熱利用設備	場内温水及び冷暖房
給水設備	生活用水：上水 プラント用水：井水、湧水、浸出水処理水
排水処理設備	ごみピット汚水：炉内蒸発酸化 プラント排水：プラント排水処理後再利用 生活排水：合併処理浄化槽処理後再利用
通風設備	平衡通風方式
灰出し設備	焼却灰：コンテナ方式 焼却飛灰：薬剤処理方式、コンテナ方式
運転管理体制	委託

(2) リサイクル施設等

本組合には、以下の3施設あります。

表 22 リサイクル施設の概要

設置主体	種子島地区広域事務組合
所在地	西之表市西之表 17385 番地 2
供用開始年	平成 24 年
処理能力	7 t / 日
処理対象廃棄物	不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（蛍光管類等）
処理方式	破碎＋選別＋保管
運転管理体制	委託

表 23 中種子清掃センターの概要

設置主体	種子島地区広域事務組合
所在地	熊毛郡中種子町野間 15192 番地
供用開始年	平成 24 年
処理対象廃棄物	・ペットボトル（選別＋圧縮＋梱包） ・紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、その他資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ（選別＋保管）
運転管理体制	委託

表 24 西之表市ストックヤードの概要

設置主体	種子島地区広域事務組合
所在地	西之表市西之表 14969 番地
供用開始年	平成 25 年
処理対象廃棄物	ガラス類（選別＋保管）
運転管理体制	委託

(3) 最終処分場

焼却灰等は、種子島清掃センター内の最終処分場にて埋立処分しています。

表 25 最終処分場の概要

設置主体	種子島地区広域事務組合
所在地	西之表市西之表 17385 番地 2
供用開始年	平成 24 年
埋立地面積	910m ² × 3 区画
全体容量	24,000m ³ (8,000m ³ × 3 区画)
残余容量	18,176m ³ (令和 3 年度末現在で、1m の覆土を考慮していない残余量) 内訳 第 1 区画 : 2,176m ³ 、第 2 区画 : 8,000m ³ 、 第 3 区画 : 8,000m ³
設備方式	流入・調整 : 集水＋夾雑物除去→貯留 主処理 : カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿処理 高度処理 : 砂ろ過処理＋活性炭処理＋キレート処理 →消毒・再利用 脱塩処理 : 濃縮水蒸発乾燥→貯留 汚泥処理 : 濃縮＋脱水→最終処分場
運転管理体制	委託

5. ごみ処理の実績

5-1 中間処理量

(1) 焼却施設

平成 29 年度から令和 3 年度における焼却処理量の実績を以下に示します。
焼却処理量は減少傾向にあります。

修繕に要する日数等が毎年度増えてきており、それに伴い焼却施設の運転時間が減少していることが主な要因です。

表 26 焼却処理量

年度	焼却処理量 (kg)	運転時間 (時間)
H29 年度	5,635,655	6,209.00
H30 年度	5,849,060	6,787.39
R1 年度	5,622,600	6,224.90
R2 年度	5,812,800	6,573.39
R3 年度	5,791,370	6,489.59

(2) リサイクル施設・中種子清掃センター

平成 29 年度から令和 3 年度における機械処理量の実績を以下に示します。
 不燃・粗大ごみ系は、令和 2 年度に大きく増加しました。
 布団・絨毯系は、年々増加傾向にあります。

表 27 リサイクル施設・中種子清掃センター機械処理量

単位：kg

区分		H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
リサイクル施設	不燃・粗大ごみ系	167,673	169,042	170,120	238,920	241,380
	布団・絨毯系	52,360	66,320	63,810	68,520	73,150
	蛍光管破碎機	2,570	2,570	2,350	2,530	2,440
中種子清掃センター	ペットボトル圧縮減容機	36,520	38,110	39,280	41,050	40,264

5-2 最終処分量

平成 29 年度から令和 3 年度における最終処分量の実績を以下に示します。
 最終処理量は令和 2 年度に増加しました。
 これは、表 27 が示す通り、不燃・粗大ごみ系が増加したことが主な要因です。

表 28 最終処分量

単位：kg

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
埋立処分量	740,850	764,590	755,570	816,430	806,750

6. 当初計画における目標の達成状況

6-1 家庭系ごみに関する目標の達成状況

令和3年度におけるごみの排出量は、5,087,452kgであり、計画目標値を達成していました。

これは、当初計画時より人口が大幅に減少したこともありますが、ごみのたい肥化等により抑制できたことが大きな原因となっております。

表 29 家庭系ごみに関する目標値の達成状況

単位：t

区分	H24 年度	H29 年度	R3 年度	R4 年度
目標値	8,428	8,235	8,105	8,074
実績	5,745	5,168	5,087	—
目標との差	△2,683	△3,067	△3,018	—

6-2 事業系ごみに関する目標の達成状況

令和3年度におけるごみの排出量は、1,233,867kgであり、計画目標値を達成していました。事業所数については、大きな増減がないため、分別の周知が十分に図れた結果となりました。

表 30 事業系ごみに関する目標値の達成状況

単位：t

区分	H24 年度	H29 年度	R3 年度	R4 年度
目標値	2,337	2,252	2,195	2,184
実績	1,542	1,265	1,234	—
目標との差	△795	△987	△961	—

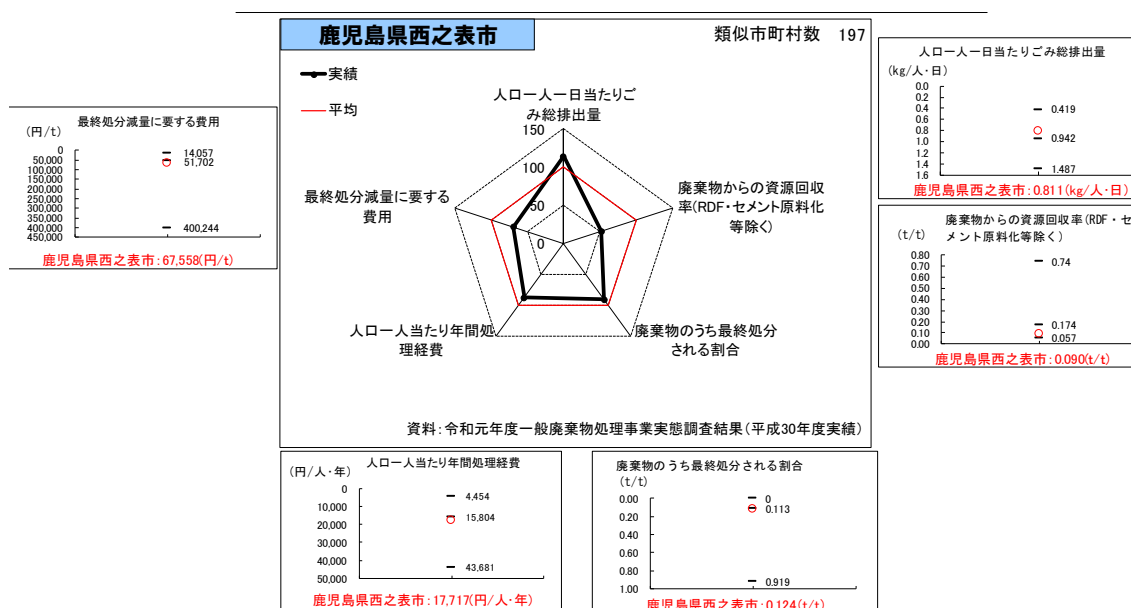
7. 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づく令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査結果の評価をまとめました。

7-1 西之表市の評価

類似市町村と比較したところ、「人口一人一日当たりごみ総排出量は少ない」、「廃棄物からの資源回収率は低い」、「廃棄物のうち最終処分される割合は高い」、「人口一人当たり年間処理経費は高い」、「最終処分減量に要する費用は高い」と評価されました。

図 10 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにおける西之表市の評価



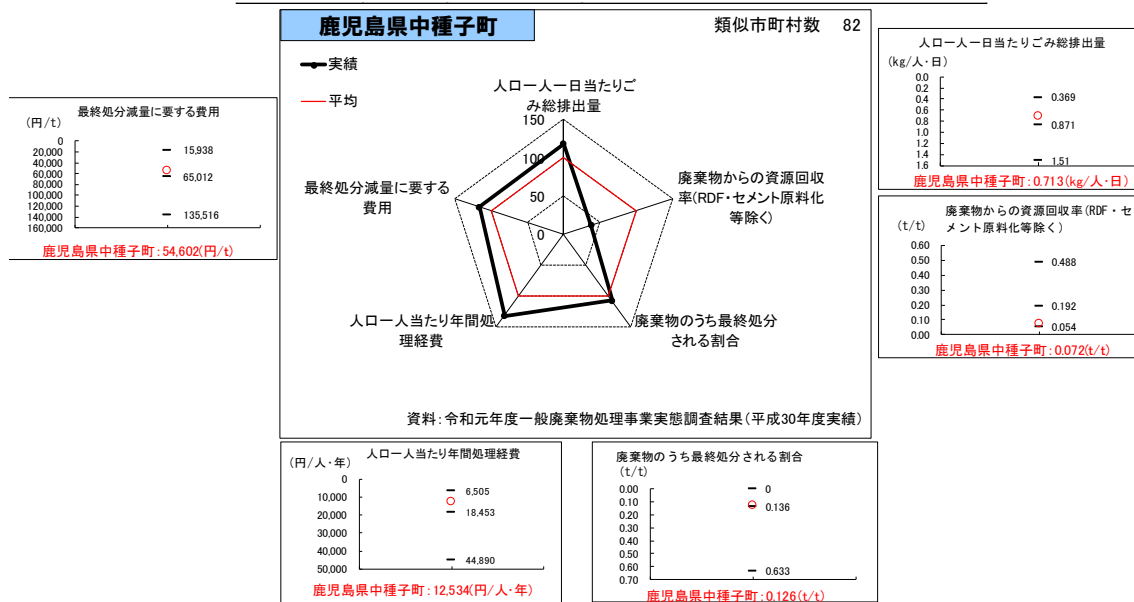
備考：エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.942	0.174	0.113	15,804	51,702
最大	1.487	0.740	0.919	43,681	400,244
最小	0.419	0.057	0	4,454	14,057
標準偏差	0.151	0.082	0.127	5,714	32,987
当該市町村実績	0.811	0.09	0.124	17,717	67,558
指数値	113.9	51.7	90.3	87.9	69.3

7-2 中種子町の評価

類似市町村と比較したところ、「人口一人一日当たりごみ総排出量は少ない」、「廃棄物からの資源回収率は低い」、「廃棄物のうち最終処分される割合は高い」、「人口一人当たり年間処理経費は安い」、「最終処分減量に要する費用は安い」と評価されました。

図 11 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールにおける中種子町の評価



備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処 理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費 用 (円/t)
平均	0.871	0.192	0.136	18,453	65,012
最大	1.51	0.488	0.633	44,890	135,516
最小	0.369	0.054	0	6,505	15,938
標準偏差	0.216	0.107	0.100	7,290	24,269
当該市町村実績	0.713	0.072	0.126	12,534	54,602
指数値	118.1	37.5	107.4	132.1	116.0

8. ごみの排出抑制、減量化、リサイクルに関する現状と課題

8-1 家庭系ごみに関する現状と課題

①現状

家庭系ごみ排出量は、減少傾向にありましたが、令和元年度より不燃ごみが増加しました。可燃ごみについては減少傾向にあります。

1人1日当たりの排出量は、令和3年度実績で636.36gとなっています。

表 31 家庭系ごみ排出量

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
家庭系ごみ排出量 (kg)	5,167,861	5,067,540	5,297,713	5,178,960	5,087,452
1人1日当たりの排出量 (g)	606.41	603.19	640.38	637.749	636.36

※表 12 (14 ページ) 参照

②課題

ごみの減量を推進していくことが求められています。

8-2 事業系ごみに関する現状と課題

①現状

事業系ごみ排出量は、年々増加傾向にあります。

表 32 事業系ごみ排出量

単位 : kg

区分	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
事業系ごみ排出量	1,316,060	1,390,510	1,397,530	1,377,630	1,422,740

※表 12 (14 ページ) 参照

②課題

事業系ごみは、事業者が自らの責任により適正に処理する責務があることから、事業者自らごみ減量と分別徹底に取り組む必要があります。

8-3 リサイクル率に関する現状と課題

①現状

令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、西之表市は9.0%、中種子町は7.2%であり、県平均の10.4%を下回っています。

これは、民間事業者による積極的な古紙や空き缶等の資源回収が行われていることからリサイクル率が低くなっているものと推測されます。

②課題

リサイクル率の向上が求められていることから、新たなリサイクルに関する施策を検討・実施していくことが必要です。

9. ごみの適正処理に関する現状と課題

9-1 収集・運搬に関する現状と課題

①現状

家庭系ごみは、主にステーション収集方式（粗大ごみは直接搬入）で、構成市町が委託した業者により収集・運搬しています。

事業系ごみは、事業者が直接搬入又は構成市町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に事業者が委託して収集・運搬しています。

可燃ごみに、チラシ、お菓子の箱などリサイクルできる古紙が含まれていることが見受けられます。

②課題

焼却施設ごみピットにおけるごみ質分析結果を見ると、紙・布類が大半を占めていることから、古紙の分別を徹底するための対策が必要です。

また、ごみの投げ捨てや不法投棄の問題もありますが、清掃行政や地域住民間だけで解決することは困難であり、本組合管内の住民全ての問題として受け止めなければなりません。

9-2 中間処理に関する現状と課題

(1) 焼却施設

①現状

令和3年度における焼却量は5,791,370kgで運転時間が6,490時間です。

1時間当たりの処理量は約892kg/hであることから、ほぼ計画条件(917kg/h)どおりであり、性能を発揮している状況にあります。

また、焼却の際に発生する有害ガスは、国の基準値以下となっています。

②課題

故障により運転が停まらないよう施設の点検を実施する必要があります。

(2) リサイクル施設・中種子清掃センター・西之表ストックヤード

①現状

リサイクル施設では、不燃ごみ、粗大ごみ、蛍光灯類等を受け入れて、処理を行っています。

中種子清掃センターは、中種子町の旧焼却施設を解体撤去し、中種子町における種子島清掃センターの衛生基地として平成24年度から中種子町の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを受入れており、また、西之表市と中種子町から排出されるペットボトルの処理を行っています。

西之表ストックヤードは、旧西之表ごみ処理場を解体撤去し、西之表市から排出されるびん類の保管施設となっています。

②課題

施設を適切に管理運営していく必要があります。

9-3 最終処分に関する現状と課題

①現状

最終処分場は、3つの区画に分けられています。

第1区画の埋立状況は、令和4年3月末において埋立可能容量の約73%となっており、現時点での現状は、災害ごみが少ないなどの理由により見込みを下回っています。

また、発生する浸出水は、浸出水処理施設で処理しており、処理した後の水は焼却施設で使用し、場外へ出さないようにしています。

②課題

クローズド方式を採用していることから、浸出水の円滑な処理が必要です。

また、浸出水処理に伴い副生塩が発生することから、副生塩の処理も課題となっています。

9-4 ごみ処理経費に関する現状と課題

①現状

ごみ処理経費は、増加傾向にあります。

②課題

施設・設備の月例点検等を確実に実施し、修繕料の節減に努める必要があります。

9-5 その他のごみ処理に関する現状と課題

①現状

海岸漂着物については、構成市町が行う海岸清掃事業の他、民間団体等のボランティア清掃が行われていますが、離島地域であることから多量の漂着物が押し寄せています。

近年では国外由来と思われる廃ポリタンクなどの漂着も確認されています。

②課題

海岸漂着物の円滑な回収・処理が必要です。

第4章 ごみ処理行政の動向

1. 国の減量化等の方針

1-1 ごみ処理・リサイクルに関する法律、計画等

ごみの処理・リサイクルに関する法律としては、循環型社会形成推進基本法などが挙げられます。

それぞれの法律の関係は、以下に示すとおりです。

これを見ると、環境基本法、循環型社会形成推進基本法の枠組みをもとに、一般的な仕組みを廃棄物処理法と資源有効利用促進法で定めています。

また、さらに個別分野毎に法律が整備されています。

表 33 国の関連する計画等

名称	概要／目標
環境基本計画	<p>環境基本計画は、環境基本法（平成5年法律第91号）第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたものです。</p> <p>第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、パートナーシップの下、環境・経済・社会の総合的向上を具体化しています。</p>
循環型社会形成推進基本計画	<p>循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。</p> <p>第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年5月閣議決定）では、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との総合的取組等を引き続き中長期的な事項としつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。</p> <p>また、循環型社会形成に関する取組指標として、4つの指標と目標値が設定されています。</p>
廃棄物処理法基本方針	<p>廃棄物処理法基本方針は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定められるものです。</p> <p>平成28年1月に変更された廃棄物処理基本方針（平成28年環境省告示第7号）は、①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、②廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項、③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項、④廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項、⑤非常災害時における③、④に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項、⑥その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項が定められています。</p> <p>【廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化の目標量（2020年度）】</p> <p>①排出量：約12%削減（平成24年度比）</p> <p>②再生利用率：約21%（平成24年度）から約27%に増加させる。</p> <p>③最終処分量：約14%削減（平成24年度比）</p> <p>④一人一日当たりの家庭系ごみ排出量：500g</p>
廃棄物処理施設整備計画	<p>廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業を計画的に実施するため、廃棄物処理法基本方針に即して定められるものです。</p> <p>平成30年6月に閣議決定された計画においては、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の推進を掲</p>

	<p>げています。</p> <p>【廃棄物処理施設整備計画における重点目標（令和4年度）】</p> <p>①ごみのリサイクル率：27%</p> <p>②最終処分場の残余年数：平成29年度の水準（20年分）を維持する。</p> <p>③計画期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：21%</p>						
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等個別リサイクル法	<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づき、食品小売業、外食産業等の食品関連事業者がその一般廃棄物である食品廃棄物の再生利用、収集運搬を廃棄物処理業者等に委託して行う場合があります。</p> <p>このほか、個別リサイクル法に基づき、市町村以外の者が一般廃棄物の再生利用等の処理を行う場合があります。</p> <p>【食品ロス、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に係る目標値】</p> <table border="1"> <tr> <td>家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数</td> <td>43市町村（平成25年度）に対し、平成30年度において200市町村に増大させる。</td> </tr> <tr> <td>小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合</td> <td>約59%（平成25年度）に対し、平成30年度までに100%まで増大させる。</td> </tr> <tr> <td>使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合</td> <td>約43%（平成25年度）から平成30年度までに80%まで増大させる。</td> </tr> </table>	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43市町村（平成25年度）に対し、平成30年度において200市町村に増大させる。	小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約59%（平成25年度）に対し、平成30年度までに100%まで増大させる。	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%（平成25年度）から平成30年度までに80%まで増大させる。
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	43市町村（平成25年度）に対し、平成30年度において200市町村に増大させる。						
小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制構築市町村の割合	約59%（平成25年度）に対し、平成30年度までに100%まで増大させる。						
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	約43%（平成25年度）から平成30年度までに80%まで増大させる。						

2. 鹿児島県の減量化等の方針

2-1 鹿児島県における減量化等の目標

鹿児島県における減量化等に関する目標としては、令和3年3月に令和3年度から令和7年度を計画期間とした「鹿児島県廃棄物処理計画」が策定されています。計画の一般廃棄物に関する目標値は、以下のとおりです。

（1）ごみの排出量についての目標

排出抑制を行うことにより、令和7年度の総排出量を483千トンとし、計画期間において9.2%削減します。

（県民1人1日当たりの排出量については4.7%削減）

（2）ごみのリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、リサイクル率を令和7年度において23.4%にします。

（3）ごみの最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、令和7年度の最終処分量を47千トンとし、計画期間において20.3%削減します。

表34 鹿児島県廃棄物処理計画における一般廃棄物についての目標値

目標値の種類	令和2年度 推計値	令和7年度 予測値	令和7年度 目標値	備考
排出量（千トン）	532	501	483	9.2%削減
1人1日当たり排出量（g）	918	909	875	4.7%削減
リサイクル率（%）	16.4	17.4	23.4	7.0ポイント増加
最終処分量（千トン）	59	52	47	20.3%削減

資料：鹿児島県廃棄物処理計画

2-2 鹿児島県廃棄物処理計画の施策

「鹿児島県廃棄物処理計画」においては、下記に示す施策を展開することとしています。

(1) 排出抑制の推進

関係団体と連携しながら、食品ロスの削減やマイバッグキャンペーンなどを普及啓発し、ごみの排出抑制を促進する。

(2) 食品ロスの削減

「鹿児島県食品ロス削減推進計画」との調和を図りながら、食品ロスの削減に向けて、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着化に取り組む。

(3) 再生素材等の利用促進

バイオマスプラスチックの導入拡大に向けた国の施策の展開や関係主体の取組など情報収集し、国において、容器包装と製品ごみの一括回収の方向性が示されていることから、その動向を把握し市町村へ情報提供を行う。

(4) 容器包装リサイクルの促進

(5) 家電、小型家電リサイクルの促進

(6) 自動車リサイクルの促進

(7) 生ごみなどのリサイクルの促進

(8) 食品リサイクルの促進

(9) その他の品目のリサイクルの促進

第5章 ごみ処理基本計画

1. 行政区域内人口の見込み

本組合の行政区域内人口の見込みを推計しました。

なお、西之表市の行政区域内人口の見込みは「第6次西之表市長期振興計画」を、中種子町の行政区域内人口の見込みは「第6次中種子町長期振興計画」を参考に推計しています。

表 35 本組合の行政区域内人口の見込み

単位：人

区分	令和3年 (実績)	令和5年 (2023)	令和9年 (2027)	令和14年 (2032)	令和19年 (2037)
西之表市	15,112	14,894	14,675	14,452	14,229
中種子町	7,857	7,748	7,639	7,527	7,414
管内人口	22,969	22,642	22,314	21,979	21,643

図 12 本組合の行政区域内人口の見込み



2. ごみ排出量及び処理量の見込み

2-1 ごみ排出量の見込み

ごみ排出量の見込みを過去の実績値を参考に推計しました。

令和 19 年度に、5,499t となり、令和 3 年度のごみ排出量 6,510t からは 1,011t、約 15.5%の削減を目指します。

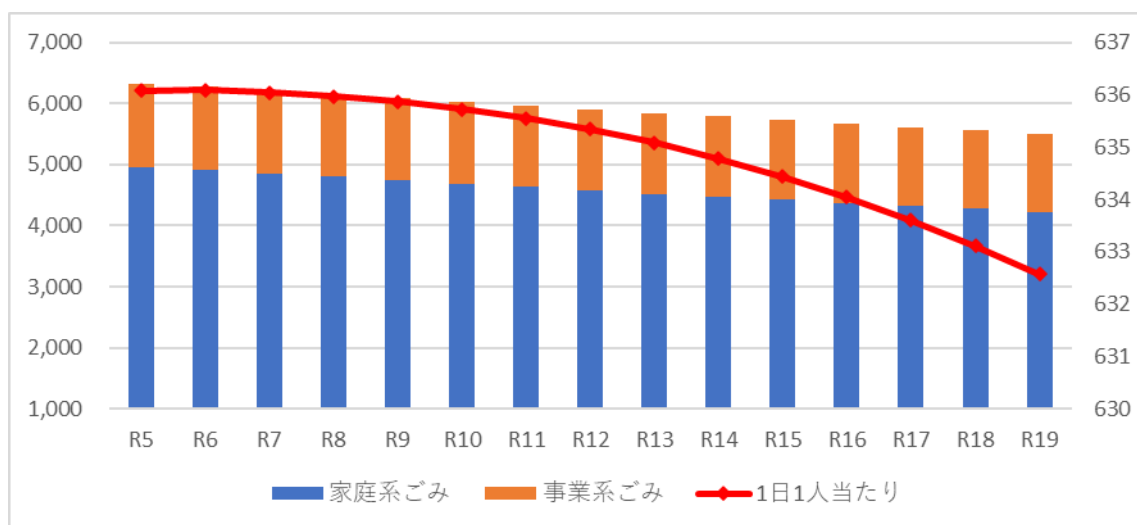
表 36 本組合のごみ排出量の見込み

単位：t

区分	令和 3 年 (実績)	令和 5 年 (2023)	令和 9 年 (2027)	令和 14 年 (2032)	令和 19 年 (2037)
家庭系ごみ	5,087	4,955	4,745	4,475	4,225
事業系ごみ	1,423	1,375	1,347	1,311	1,274
計	6,510	6,330	6,092	5,786	5,499

備考：住民団体による集団回収、事業者等による資源回収、構成市町がそれぞれの旧不燃物埋立地で受け入れる剪定枝、伐採木、草、竹は含んでおりません。

図 13 本組合のごみ排出量の見込み



2-2 ごみ処理量の見込み

ごみ処理量の見込みを過去の実績値を参考に推計しました。
ごみの資源化を進め、リサイクル率の向上を目指します。

表 37 本組合のごみ処理量の見込み

単位：t

区分		令和3年 (実績)	令和5年	令和9年	令和14年	令和19年
資源化	資源ごみ	459	633	632	626	619
	不燃ごみ・粗大ごみ からの資源化量	123	176	180	184	188
	資源化量計	582	809	812	811	806
焼却処分	直接焼却量	5,791	5,110	4,850	4,546	4,254
	不燃ごみ・粗大ごみ からの焼却量	217	264	271	276	282
	焼却処分量計	6,008	5,374	5,130	4,822	4,536
最終処分	焼却残渣量	694	613	583	546	511
	不燃ごみ・粗大ごみ 処分残渣量	113	147	150	154	156
	最終処分量計	807	760	733	699	667
計		7,397	6,943	6,675	6,332	6,009

3. ごみの排出抑制等のための方策

3-1 ごみの排出抑制等の基本方針

本計画における基本方針を次のとおり設定し、各種施策を展開します。

基本方針1 3R（ごみの減量、再使用、再生）の推進

ごみの排出抑制・資源化を進めていくためには、消費者や事業者がそれぞれの立場で、ごみ減量を意識した行動をとることが必要です。

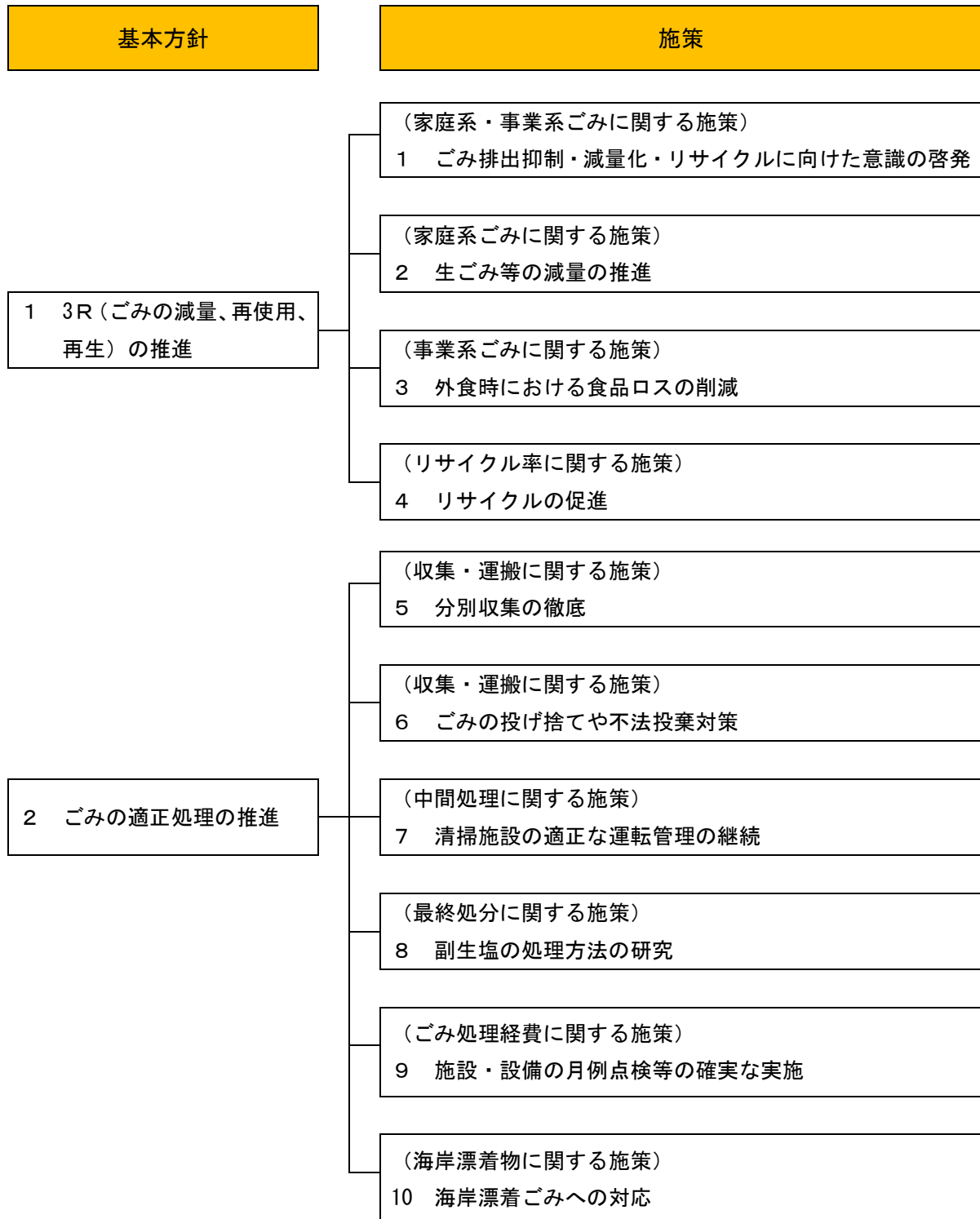
特にプラスチックごみは、今後、更なる資源化が求められるため、積極的な促進がされるよう啓発し、リサイクル率を向上させるための取組を行います。

基本方針2 ごみの適正処理の推進

排出抑制、減量化、リサイクルの推進を行っても発生するごみについては、適正に処理・処分を行います。

3-2 構成市町・組合における方策

(1) 施策の体系



(2) 施策内容

構成市町・組合において、本計画の推進を図るために必要な各種施策を展開

することとします。

①基本方針1 ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- ・ 施策1 ごみ排出抑制・減量化・リサイクルに向けた意識の啓発
ごみ処理事業を推進していくためには、住民や事業者の協力が不可欠です。
本計画の策定の趣旨、目的、目標について説明し、協力を得るよう努める必要がありますので、住民に対しては、構成市町において、広報紙等の活用により理解と協力を求めます。
また、事業者に対しては、種子島清掃センター・中種子清掃センターに事業者がごみを持ち込む際にチラシを配布することで、理解と協力を求めます。
なお、組合、構成市町自らも事業者としてグリーン購入など循環型社会の形成に向けた行動に努めます。

- ・ 施策2 生ごみ等の減量の推進
構成市町において、食品の食べきり・使い切り、生ごみの水切り等の啓発を行います。
また、構成市町がこれまで行ってきたコンポスト等の購入補助制度を継続するとともに、剪定枝、伐採木、草、竹を構成市町の旧不燃物埋立地に受け入れる取組を継続します。

- ・ 施策3 外食時における食品ロスの削減
構成市町において、「九州食べきり協力店」の登録推進や30・10運動の広報を行うこととします。

- ・ 施策4 リサイクルの促進
プラスチック資源の再商品化の推進、及び小型家電リサイクル制度への参加を検討します。

②基本方針2 ごみの適正処理の推進

- ・ 施策5 分別収集の徹底
可燃ごみ・不燃ごみの中に資源ごみが含まれていることから、構成市町において広報紙等を活用し、ごみの分別に理解と協力を求めます。
特に古紙の分別徹底について住民に理解と協力を求めます。
また、清掃施設において不適切な搬入物に対する指導を行い、適正な受け入れに努めます。

- ・ 施策6 ごみの投げ捨てや不法投棄対策
構成市町において、広報紙等を利用してごみの適切な処理につ

いて啓発し、意識の向上を図ります。

また、本組合施設で受け入れられない適正処理困難物については、購入したところで引き取ってもらうか、専門の処理業者に処分を依頼するよう周知していきます。

・ 施策 7 清掃施設の適正な運転管理の継続

清掃施設運転管理業務は委託しておりますが、機械設備の月例点検等を確実に実施し、故障、不具合等の機能障害を早期回復することにより、廃棄物を適正に処理します。

併せて、定期修繕時におけるメーカーからの報告事項を運転管理において実践することにより、施設の延命化につながるよう清掃施設運転管理業務受託者に対し指導監督を行います。

また、焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度がダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）及び廃棄物処理法に基づく基準に適合するよう焼却管理を行い、必要に応じて施設の改善を行うとともに、ダイオキシン類濃度等の適期測定を行います。

・ 施策 8 副生塩の処理方法の研究

浸出水の処理を行なっていますが、浸出水処理施設で発生した副生塩については、現段階では処理委託する以外の処理方法が見つからないことから今後も処理委託を検討しますが、他の処理方法について研究します。

・ 施策 9 施設・設備の月例点検等の確実な実施

施設・設備の月例点検、定期修繕時におけるメーカーからの報告事項を運転管理において確実に実施し、長寿命化に努めます。

・ 施策 10 海岸漂着ごみへの対応

構成市町が例年行っている海岸清掃事業を継続します。

3-3 住民に期待される方策

日常生活の中で排出しているごみの適正処理について、それぞれの立場から取り組むことが期待されます。

①ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- ・ 製品の購入時においては、簡易包装のもの、繰り返し利用できるもの、耐久性に優れたもの、リサイクル製品等を選び、廃棄物の排出抑制に配慮します。
- ・ 購入した製品については、修理して使うなど長期間の使用を心がけ、廃棄物の排出抑制に配慮します。

- ・ 食品の購入にあたっては、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努めます。
- ・ 家庭ごみの排出にあたっては、食品の食べ切り・使い切り、生ごみの水切りや食品の賞味期限に対する正しい理解による食品ロスの削減などに努め、排出抑制に配慮します。
- ・ 生ごみの堆肥化、家庭用廃油のリサイクル、マイバッグ運動への積極的参加等、廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 構成市町のコンポスト購入補助制度等を利用し、家庭での生ごみの堆肥化を促進します。
- ・ 分別収集のルールを遵守し、廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 外食における適量の注文、30・10（さんまる・いちまる）運動など食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力します。

※30・10運動：会食や宴会などにおいて、乾杯後の“30分間”とお開き前の“10分間”は、席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす長野県松本市発祥の運動

②ごみの適正処理の推進

- ・ ごみ処理の現状や、処理に関する施策等について十分に理解し、協力します。
- ・ 不法投棄等の不適正処理を発見した場合には、県、市町に連絡・通報を行うよう努めます。
- ・ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の特大家庭用機器の引渡しや建築物等の解体工事において適正な料金を支払う等、事業者が法律に基づいて行う取組に協力します。

3-4 事業者期待される方策

排出事業者は、その事業活動に伴って多量の廃棄物を排出していることから、廃棄物の処理に関し排出事業者処理責任を十分認識し、廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに努めるとともに、廃棄物の適正処理を推進することが期待されます。

①ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの推進

- ・ 原料調達から製品の製造、加工、販売、消費、廃棄に至るまでの各段階ごとに環境に与える影響を分析・評価し、容器包装の簡素化や繰り返し使

用できる製品、耐久性に優れた製品、リサイクルしやすい製品等環境に配慮した製品の開発・利用や修理体制の整備等、環境への負荷を少なくする取組に努めます。

- ・ 製品の販売後は、修理体制の整備など製品の長期使用が可能となるよう廃棄物の排出抑制に努めます。
- ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等を遵守し、リサイクルを推進します。
- ・ 食品関連業者においては、容量の適正化、食べ切りメニューの開発など、ごみの発生抑制の取組に努めます。

②ごみの適正処理の推進

- ・ 組合の清掃施設に産業廃棄物を持ち込まないようにします。

3-5 本計画における目標

本計画における排出抑制目標値を以下のとおり設定しました。

(1) ごみの排出量についての目標

排出抑制、減量化を行うことにより、令和19年度における住民1人1日当たりの排出量の目標値を、630.00gとします。

(2) ごみのリサイクルについての目標

リサイクルを推進することにより、令和19年度におけるリサイクル率（一般廃棄物処理事業実態調査結果）の目標値を、14%とします。

(3) ごみの最終処分量についての目標

排出抑制、減量化、リサイクルを推進することにより、令和19年度における最終処分量の目標値を660.00tとします。

4. ごみ処理体制

運営管理体制と処理方法は、現状のとおりとします。

表 48 運営管理体制

処理段階		主体
ごみの排出抑制		西之表市 中種子町
分別区分		西之表市 中種子町
収集・運搬		西之表市 中種子町
中間処理	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	種子島地区広域事務組合
最終処分	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ	種子島地区広域事務組合

5. 収集・運搬計画

5-1 収集・運搬の基本方針

家庭系ごみは、分別区分に従ってごみステーション等指定の場所に排出されたごみを構成市町が収集するか、排出者自ら直接搬入するものとします。

また、事業系ごみは、許可業者又は排出者自ら直接搬入するものとします。

具体的には、構成市町が策定する実施計画で毎年度定めるものとします。

5-2 収集・運搬方法

基本的には次のとおりとしますが、構成市町が策定する実施計画で毎年度定めるものとします。

①分別区分

現在の分別区分を継続します。

また、新たな分別品目について研究します。

②収集頻度

現在の収集頻度を基本とします。

③収集方式

ステーション方式を基本としますが、粗大ごみは直接搬入とします。

表 49 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別区分		収集頻度	収集方式	排出方式
可燃ごみ		週 2 回	ステーション収集	指定袋
		随時	直接搬入	—
不燃ごみ		月 1 回又は 2 回	ステーション収集	指定袋
		随時	直接搬入	—
粗大ごみ		随時	直接搬入	—
資源ごみ	新聞紙	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	ひもで縛る
		随時	直接搬入	—
	段ボール	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	ひもで縛る
		随時	直接搬入	—
	その他の紙	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	ひもで縛る
		随時	直接搬入	—
	無色透明びん	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ
		随時	直接搬入	—
	茶色びん	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ
		随時	直接搬入	—
	その他のびん	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ
		随時	直接搬入	—
	スチール缶	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ
		随時	直接搬入	—
	アルミ缶	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	収集ネット
		随時	直接搬入	—
	ペットボトル	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	収集ネット
		随時	直接搬入	—
	発泡スチロール	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	収集ネット
		随時	直接搬入	—
白色トレイ	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	収集ネット	
	随時	直接搬入	—	
乾電池類	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ	
	随時	直接搬入	—	
蛍光管類・体温計	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ	
	随時	直接搬入	—	
ガス管類	月 1 回又は 2 回	ステーション収集	コンテナ	
	随時	直接搬入	—	

5-3 当初計画における収集・運搬に関する目標への対応

当初計画では、平成 30 年度（2018 年度）～2022 年度の目標を「新しい収集・運搬技術の研究」としていましたが、現状で問題ないことから、当面は現在確立されている収集・運搬体制を維持します。

6. 中間処理計画

6-1 中間処理の基本方針

現在稼働中の中間処理施設を適切に管理・運営することにより、効率的な処理と再資源化を推進します。

6-2 中間処理方法

中間処理方法は、現状の方法を継続します。

また、焼却灰、資源にならない破碎選別不燃物等は、最終処分場で適正に最終処分を行います。

①可燃ごみ

焼却施設（処理能力 22t/日）で適正に焼却処理を行います。

②資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ

リサイクル施設（処理能力 7t/日）等で適正に処理し、可能な限り資源化に努めます。

6-3 当初計画における中間処理に関する目標への対応

当初計画では、平成 30 年度（2018 年度）～2022 年度の目標を「新しい中間処理技術の研究」としていましたが、現状では適正に最終処分が行われていることから、現状を維持します。

7. 最終処分計画

7-1 最終処分の基本方針

今後も最終処分場の延命化を図るため、最終処分量の縮減に努めます。

7-2 最終処分方法

最終処分量の縮減に努めた後に焼却灰、資源にならない破碎選別不燃物等は、最終処分場において埋立処分を行います。

なお、最終処分場から出る浸出水の処理に伴い発生した副生塩については、現段階では処理委託する以外の処理方法が見つからないことから、今後も処理委託しますが、他の処理方法について研究します。

7-3 当初計画における最終処分に関する目標への対応

当初計画では、平成 30 年度～2022 年度の目標を「旧最終処分場の跡地利用の検討」としていましたが、現在は構成市町が、ごみ減量を図るために剪定枝、伐採木、草、竹の仮置き場として利用していることから、当面は現在の状況を維持します。

8. その他ごみ処理に関し必要な事項

8-1 住民に対する広報・啓発活動

ごみ処理は、快適な日常生活を続ける上で必要不可欠なものであり、ごみ処理事業を推進していくためには住民の協力が不可欠です。

組合、各市町と住民との意思疎通、情報の共有を図ることで、相互の理解を深め、協力体制を構築していく必要があります。

そのための方策として、組合、市・町側から住民への広報・啓発を推進していきます。

8-2 適正処理困難物に対する対処方針

排出されるごみの中には、廃タイヤ等、組合、各市町では適正な処理が困難なものがあります。

これらの品目は、製品の製造、加工、販売等を行う事業者の責任のもと適正な処理を行うものとします。

また、これらの廃棄物については、購入先、販売店や処理専門業者に処理依頼を行うよう促します。

8-3 リサイクル関連法に基づく対処

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の特家庭用機器、自動車、自動二輪車等については、法律に沿った適正な処理を行うよう指導していきます。

8-4 医療廃棄物への対処

医療関係機関等から排出される一般廃棄物のうち、血液等の付着した包帯・脱脂綿・ガーゼ・紙くず等といった感染性病原体が含まれる、又は付着している恐れのあるものについては、今後も医療関係機関自らが適正な処理・処分を行うよう指導します。

8-5 災害廃棄物への対処

構成市町では災害に備え、「災害廃棄物処理計画」を策定しております。災害時には、構成市町の災害廃棄物処理計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理に当たります。

8-5 進行管理

本計画の取組の実施や進行管理については、組合と西之表市・中種子町の廃棄物主管課で適宜調整・整合を図り、計画の円滑な推進に努めます。

参 考 资 料

令和5年度～令和19年度西之表市ごみ排出量の見込み

1. ごみ量排出量見込み

区分	西之表市														
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
行政区域内人口(人)	14,213	14,144	14,080	13,959	13,838	13,716	13,595	13,474	13,383	13,293	13,202	13,112	13,021	12,930	12,840
事業所数	851	845	840	834	828	823	817	811	806	800	794	788	783	777	771
総排出量	4,285,201	4,246,267	4,208,658	4,158,088	4,107,788	4,057,529	4,007,769	3,958,279	3,915,821	3,873,799	3,831,764	3,790,163	3,748,552	3,707,152	3,666,184
家庭系ごみの排出量(kg)	3,312,859	3,283,025	3,254,680	3,213,335	3,172,223	3,131,114	3,090,466	3,050,050	3,016,628	2,983,605	2,950,531	2,917,854	2,885,128	2,852,576	2,820,418
可燃ごみ	2,595,295	2,561,299	2,528,409	2,485,564	2,443,085	2,400,796	2,359,051	2,317,671	2,281,773	2,246,319	2,210,969	2,176,061	2,141,261	2,106,736	2,072,648
不燃ごみ	196,499	198,862	201,264	202,808	204,295	205,711	207,084	208,401	210,132	211,836	213,482	215,101	216,662	218,180	219,673
粗大ごみ	206,356	208,671	211,028	212,488	213,892	215,223	216,512	217,745	219,413	221,055	222,637	224,195	225,692	227,147	228,577
古紙	161,181	162,387	163,632	164,189	164,711	165,187	165,641	166,062	166,822	167,569	168,278	168,974	169,632	170,265	170,885
無色透明びん	33,482	33,133	32,798	32,333	31,871	31,410	30,954	30,501	30,120	29,742	29,365	28,993	28,621	28,251	27,885
茶色びん	39,053	37,455	35,884	34,187	32,513	30,861	29,236	27,634	26,116	24,617	23,134	21,671	20,225	18,797	17,388
その他のびん	10,300	10,191	10,086	9,940	9,796	9,652	9,510	9,369	9,249	9,131	9,013	8,897	8,781	8,665	8,551
スチール缶	7,225	6,848	6,475	6,081	5,693	5,311	4,934	4,564	4,209	3,858	3,512	3,170	2,833	2,499	2,171
アルミ缶	22,514	22,721	22,934	23,049	23,159	23,261	23,360	23,454	23,595	23,734	23,867	23,997	24,122	24,243	24,361
ペットボトル	29,057	29,204	29,358	29,389	29,416	29,435	29,452	29,464	29,537	29,609	29,674	29,739	29,797	29,851	29,905
発泡スチロール	1,764	1,755	1,747	1,732	1,717	1,702	1,687	1,672	1,661	1,650	1,638	1,627	1,616	1,605	1,593
白色トレイ	1,629	1,605	1,581	1,551	1,522	1,492	1,463	1,435	1,409	1,384	1,359	1,335	1,310	1,286	1,262
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	8,304	8,894	9,482	10,023	10,553	11,072	11,581	12,079	12,594	13,102	13,601	14,093	14,576	15,051	15,519
事業系ごみの排出量(kg)	972,542	983,281	993,978	944,753	935,565	926,412	917,304	908,229	899,193	890,194	881,233	872,310	863,424	854,576	845,766
可燃ごみ	861,583	853,282	845,012	836,784	828,586	820,423	812,294	804,199	796,138	788,112	780,120	772,162	764,238	756,349	748,494
古紙	101,641	100,703	99,769	98,837	97,910	96,986	96,065	95,148	94,234	93,324	92,417	91,514	90,614	89,718	88,825
不燃ごみ	9,318	9,256	9,194	9,132	9,069	9,007	8,945	8,883	8,821	8,758	8,696	8,634	8,572	8,510	8,447

備考1:家庭系ごみの排出量は、過去の実績を基に家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(g/人・日)を推計した上で、将来人口予想を乗じて予測しました。また、事業系ごみの排出量は、過去の実績をもとに予測しました。

備考2:事業者等による資源回収量、旧不燃物埋立地で受け入れる剪定枝、伐採木、草、竹の量は含んでおりません。

備考3:小数点以下を四捨五入している数値を記載しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

2. 家庭系ごみ1人1日当たりの排出量見込み

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量(g)	638.55	635.93	633.30	630.68	628.05	625.43	622.80	620.18	617.55	614.93	612.30	609.68	607.05	604.43	601.80
可燃ごみ	500.27	496.13	491.99	487.84	483.70	479.55	475.41	471.26	467.12	462.97	458.83	454.68	450.54	446.39	442.25
不燃ごみ	37.88	38.52	39.16	39.80	40.45	41.09	41.73	42.37	43.02	43.66	44.30	44.94	45.59	46.23	46.87
粗大ごみ	39.78	40.42	41.06	41.70	42.35	42.99	43.63	44.27	44.92	45.56	46.20	46.85	47.49	48.13	48.77
古紙	31.07	31.45	31.84	32.23	32.61	33.00	33.38	33.77	34.15	34.54	34.92	35.31	35.69	36.08	36.46
無色透明びん	6.45	6.42	6.38	6.35	6.31	6.27	6.24	6.20	6.17	6.13	6.09	6.06	6.02	5.99	5.95
茶色びん	7.53	7.26	6.98	6.71	6.44	6.16	5.89	5.62	5.35	5.07	4.80	4.53	4.26	3.98	3.71
その他のびん	1.99	1.97	1.96	1.95	1.94	1.93	1.92	1.91	1.89	1.88	1.87	1.86	1.85	1.84	1.82
スチール缶	1.39	1.33	1.26	1.19	1.13	1.06	0.99	0.93	0.86	0.80	0.73	0.66	0.60	0.53	0.46
アルミ缶	4.34	4.40	4.46	4.52	4.59	4.65	4.71	4.77	4.83	4.89	4.95	5.01	5.08	5.14	5.20
ペットボトル	5.60	5.66	5.71	5.77	5.82	5.88	5.94	5.99	6.05	6.10	6.16	6.21	6.27	6.33	6.38
発泡スチロール	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
白色トレイ	0.31	0.31	0.31	0.30	0.30	0.30	0.29	0.29	0.29	0.29	0.28	0.28	0.28	0.27	0.27
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	1.60	1.72	1.85	1.97	2.09	2.21	2.33	2.46	2.58	2.70	2.82	2.94	3.07	3.19	3.31

令和5年度～令和19年度中種子町ごみ排出量の見込み

1. ごみ量排出量見込み

区分	中種子町														
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
行政区域内人口(人)	7,129	7,037	6,850	6,730	6,609	6,487	6,366	6,249	6,136	6,023	5,909	5,796	5,683	5,570	5,457
事業所数	468	465	461	458	454	451	447	444	441	437	434	430	427	423	420
総排出量	2,044,307	2,039,052	2,011,115	1,988,199	1,984,505	1,970,026	1,955,240	1,940,895	1,926,984	1,912,569	1,897,391	1,881,946	1,865,988	1,849,516	1,832,529
家庭系ごみの排出量(kg)	1,642,254	1,634,609	1,604,359	1,589,211	1,573,382	1,556,807	1,540,025	1,523,752	1,508,012	1,491,836	1,474,976	1,457,928	1,440,445	1,422,528	1,404,175
可燃ごみ	1,313,460	1,301,622	1,272,008	1,254,614	1,236,857	1,218,737	1,200,629	1,183,102	1,166,165	1,149,064	1,131,608	1,114,177	1,096,583	1,078,825	1,060,902
不燃ごみ	76,720	78,878	79,845	81,457	82,948	84,319	85,593	86,815	87,990	89,063	90,020	90,891	91,661	92,330	92,897
粗大ごみ	89,850	88,690	86,334	84,821	83,296	81,759	80,234	78,759	77,335	75,911	74,474	73,050	71,625	70,201	68,777
古紙	87,688	89,460	89,909	91,111	92,199	93,174	94,063	94,912	95,728	96,450	97,062	97,597	98,039	98,388	98,644
無色透明びん	14,912	14,602	14,100	13,741	13,384	13,028	12,679	12,342	12,016	11,695	11,375	11,060	10,750	10,443	10,140
茶色びん	19,781	20,364	20,640	21,080	21,489	21,866	22,217	22,553	22,877	23,174	23,440	23,682	23,898	24,087	24,249
その他のびん	5,529	5,831	6,038	6,289	6,525	6,748	6,959	7,162	7,357	7,540	7,711	7,870	8,017	8,153	8,276
スチール缶	3,253	3,095	2,900	2,739	2,581	2,427	2,277	2,133	1,993	1,858	1,725	1,597	1,473	1,352	1,235
アルミ缶	11,964	12,088	12,039	12,095	12,139	12,172	12,197	12,221	12,243	12,256	12,259	12,254	12,240	12,218	12,186
ペットボトル	13,667	14,261	14,633	15,114	15,566	15,989	16,388	16,771	17,140	17,484	17,801	18,095	18,365	18,610	18,830
発泡スチロール	273	287	296	308	318	328	338	347	355	364	371	378	385	391	396
白色トレイ	998	1,030	1,048	1,073	1,097	1,119	1,139	1,159	1,178	1,195	1,211	1,225	1,238	1,250	1,260
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	4,158	4,399	4,569	4,771	4,982	5,142	5,312	5,476	5,634	5,783	5,921	6,050	6,170	6,280	6,382
事業系ごみの排出量(kg)	402,053	404,444	406,755	408,988	411,143	413,218	415,215	417,133	418,973	420,733	422,415	424,018	425,542	426,988	428,355
可燃ごみ	339,565	342,413	345,183	347,874	350,486	353,019	355,474	357,849	360,146	362,365	364,504	366,565	368,547	370,451	372,275
古紙	54,288	53,890	53,493	53,095	52,697	52,300	51,902	51,504	51,107	50,709	50,311	49,914	49,516	49,118	48,721
不燃ごみ	8,200	8,140	8,080	8,020	7,960	7,900	7,840	7,780	7,720	7,659	7,599	7,539	7,479	7,419	7,359

備考1: 家庭系ごみの排出量は、過去の実績を基に家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(g/人・日)を推計した上で、将来人口予想を乗じて予測しました。また、事業系ごみの排出量は、過去の実績をもとに予測しました。

備考2: 事業者等による資源回収量、不燃物埋立地で受け入れる剪定枝、伐採木、草、竹の量は含んでおりません。

備考3: 小数点以下を四捨五入している数値を記載しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

2. 家庭系ごみ1人1日当たりの排出量見込み

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	631.13	636.40	641.68	646.95	652.23	657.50	662.78	668.05	673.33	678.60	683.88	689.15	694.43	699.70	704.98
可燃ごみ	504.77	506.76	508.75	510.74	512.73	514.72	516.71	518.70	520.69	522.68	524.67	526.66	528.65	530.64	532.63
不燃ごみ	29.48	30.71	31.93	33.16	34.39	35.61	36.84	38.06	39.29	40.51	41.74	42.96	44.19	45.41	46.64
粗大ごみ	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53	34.53
古紙	33.70	34.83	35.96	37.09	38.22	39.35	40.48	41.61	42.74	43.87	45.00	46.13	47.26	48.39	49.52
無色透明びん	5.73	5.69	5.64	5.59	5.55	5.50	5.46	5.41	5.37	5.32	5.27	5.23	5.18	5.14	5.09
茶色びん	7.60	7.93	8.26	8.58	8.91	9.23	9.56	9.89	10.21	10.54	10.87	11.19	11.52	11.85	12.17
その他のびん	2.13	2.27	2.42	2.56	2.70	2.85	3.00	3.14	3.29	3.43	3.57	3.72	3.87	4.01	4.15
スチール缶	1.25	1.21	1.16	1.11	1.07	1.03	0.98	0.94	0.89	0.84	0.80	0.75	0.71	0.67	0.62
アルミ缶	4.60	4.71	4.82	4.92	5.03	5.14	5.25	5.36	5.47	5.58	5.68	5.79	5.90	6.01	6.12
ペットボトル	5.25	5.55	5.85	6.15	6.45	6.75	7.05	7.35	7.65	7.95	8.25	8.55	8.85	9.15	9.45
発泡スチロール	0.11	0.11	0.12	0.13	0.13	0.14	0.15	0.15	0.16	0.17	0.17	0.18	0.19	0.19	0.20
白色トレイ	0.38	0.40	0.42	0.44	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.54	0.56	0.58	0.60	0.61	0.63
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	1.60	1.71	1.83	1.94	2.06	2.17	2.29	2.40	2.52	2.63	2.75	2.86	2.97	3.09	3.20

令和5年度～令和19年度組合管内ごみ排出量の見込み

1. ごみ量排出量見込み

区分	組合管内														
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
行政区域内人口(人)	21,342	21,181	20,930	20,689	20,447	20,203	19,961	19,723	19,519	19,316	19,111	18,908	18,704	18,500	18,297
事業所数	1,319	1,310	1,301	1,292	1,283	1,273	1,264	1,255	1,246	1,237	1,228	1,219	1,210	1,201	1,191
総排出量	6,329,508	6,285,319	6,219,772	6,156,287	6,092,293	6,027,555	5,963,010	5,899,165	5,842,805	5,786,368	5,729,155	5,672,110	5,614,540	5,556,668	5,498,714
家庭系ごみの排出量(kg)	4,954,913	4,917,634	4,859,039	4,802,546	4,745,585	4,687,921	4,630,491	4,573,802	4,524,640	4,475,441	4,425,507	4,375,782	4,325,573	4,275,103	4,224,592
可燃ごみ	3,908,755	3,862,921	3,800,418	3,740,178	3,679,942	3,619,534	3,559,680	3,500,773	3,447,938	3,395,383	3,342,577	3,290,239	3,237,844	3,185,561	3,133,550
不燃ごみ	273,219	277,740	281,109	284,265	287,243	290,029	292,677	295,216	298,121	300,899	303,502	305,993	308,323	310,510	312,570
粗大ごみ	296,206	297,361	297,362	297,310	297,188	296,981	296,746	296,504	296,748	296,985	297,111	297,244	297,318	297,348	297,354
古紙	248,869	251,847	253,541	255,299	256,910	258,361	259,704	260,974	262,549	264,018	265,340	266,572	267,672	268,653	269,528
無色透明びん	48,394	47,736	46,899	46,074	45,255	44,438	43,633	42,843	42,136	41,437	40,740	40,053	39,371	38,694	38,026
茶色びん	58,833	57,820	56,524	55,267	54,002	52,727	51,452	50,188	48,993	47,791	46,574	45,354	44,123	42,883	41,636
その他のびん	15,830	16,021	16,124	16,229	16,321	16,400	16,469	16,531	16,607	16,672	16,724	16,767	16,798	16,817	16,827
スチール缶	10,478	9,943	9,376	8,820	8,274	7,738	7,212	6,697	6,202	5,716	5,237	4,767	4,305	3,851	3,406
アルミ缶	34,478	34,810	34,972	35,143	35,298	35,434	35,558	35,675	35,838	35,990	36,125	36,251	36,363	36,461	36,548
ペットボトル	42,724	43,465	43,990	44,503	44,982	45,424	45,840	46,235	46,677	47,093	47,475	47,834	48,162	48,461	48,735
発泡スチロール	2,037	2,042	2,044	2,040	2,035	2,030	2,025	2,019	2,016	2,013	2,010	2,005	2,001	1,995	1,990
白色トレイ	2,627	2,636	2,629	2,624	2,618	2,611	2,602	2,593	2,587	2,579	2,570	2,560	2,549	2,536	2,522
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	12,462	13,293	14,051	14,794	15,515	16,214	16,893	17,555	18,228	18,885	19,522	20,143	20,746	21,332	21,901
事業系ごみの排出量(kg)	1,374,595	1,367,685	1,360,734	1,353,741	1,346,708	1,339,634	1,332,519	1,325,363	1,318,165	1,310,927	1,303,648	1,296,328	1,288,966	1,281,564	1,274,121
可燃ごみ	1,201,148	1,195,696	1,190,199	1,184,658	1,179,072	1,173,442	1,167,767	1,162,048	1,156,285	1,150,476	1,144,624	1,138,727	1,132,785	1,126,799	1,120,769
古紙	155,929	154,594	153,251	151,932	150,607	149,285	147,967	146,652	145,341	144,033	142,728	141,428	140,130	138,836	137,546
不燃ごみ	17,518	17,396	17,274	17,151	17,029	16,907	16,785	16,662	16,540	16,418	16,296	16,173	16,051	15,929	15,807

備考1:家庭系ごみの排出量は、過去の実績を基に家庭系ごみの1人1日当たりの排出量(g/人・日)を推計した上で、将来人口予想を乗じて予測しました。また、事業系ごみの排出量は、過去の実績をもとに予測しました。

備考2:事業者等による資源回収量、構成市町がそれぞれの旧不燃物埋立地で受け入れる町定枝、伐採木、草、竹の量は含んでおりません。

備考3:小数点以下を四捨五入している数値を記載しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

2. 家庭系ごみ1人1日当たりの排出量見込み

家庭系ごみ1人1日当たりの排出量(g)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度
可燃ごみ	636.07	636.09	636.05	635.97	635.87	635.73	635.55	635.35	635.09	634.78	634.43	634.04	633.60	633.11	632.58
不燃ごみ	501.78	499.66	497.47	495.29	493.08	490.84	488.58	486.29	483.96	481.59	479.19	476.75	474.27	471.76	469.21
粗大ごみ	35.07	35.93	36.80	37.64	38.49	39.33	40.17	41.01	41.84	42.68	43.51	44.34	45.16	45.98	46.80
粗大ごみ	38.02	38.46	38.92	39.37	39.82	40.27	40.73	41.19	41.65	42.12	42.59	43.07	43.55	44.04	44.52
古紙	31.95	32.58	33.19	33.81	34.42	35.04	35.65	36.25	36.85	37.45	38.04	38.63	39.21	39.79	40.36
無色透明びん	6.21	6.17	6.14	6.10	6.06	6.03	5.99	5.95	5.91	5.88	5.84	5.80	5.77	5.73	5.69
茶色びん	7.55	7.48	7.40	7.32	7.24	7.15	7.06	6.97	6.88	6.78	6.68	6.57	6.46	6.35	6.23
その他のびん	2.03	2.07	2.11	2.15	2.19	2.22	2.26	2.30	2.33	2.36	2.40	2.43	2.46	2.49	2.52
スチール缶	1.35	1.29	1.23	1.17	1.11	1.05	0.99	0.93	0.87	0.81	0.75	0.69	0.63	0.57	0.51
アルミ缶	4.43	4.50	4.58	4.65	4.73	4.81	4.88	4.96	5.03	5.10	5.18	5.25	5.33	5.40	5.47
ペットボトル	5.48	5.62	5.76	5.89	6.03	6.16	6.29	6.42	6.55	6.68	6.81	6.93	7.05	7.18	7.30
発泡スチロール	0.26	0.26	0.27	0.27	0.27	0.28	0.28	0.28	0.28	0.29	0.29	0.29	0.29	0.30	0.30
白色トレイ	0.34	0.34	0.34	0.35	0.35	0.35	0.36	0.36	0.36	0.37	0.37	0.37	0.37	0.38	0.38
乾電池類・蛍光灯類・体温計・廃食用油	1.60	1.72	1.84	1.96	2.08	2.20	2.32	2.44	2.56	2.68	2.80	2.92	3.04	3.16	3.28

第2次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和5年3月

種子島地区広域事務組合

西之表市・中種子町

発行・編集 種子島地区広域事務組合環境保全係

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

TEL 0997-24-3933